

目 次

◎会議録第1号（9月8日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	8
日程第2 会議録署名議員の指名	8
日程第3 会期の決定	8
日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	8
日程第5 議員提出議案第2号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について	9
日程第6 報告第8号 令和元年度決算に係る財政指標の報告について	10
日程第7 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算（第3号））	12
日程第8 議案第70号 町長の給与の特例に関する条例	14
日程第9 議案第71号 松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例	15
日程第10 議案第72号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例	16
日程第11 議案第73号 松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について	17
日程第12 議案第74号 松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結について	18
日程第13 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第14 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第15 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第16 議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第17 議案第79号 令和元年度松前町歳入歳出決算認定につ	

		いて……………	22
日程第18	議案第80号	令和元年度松前町水道事業会計決算認定 について……………	26
日程第19	議案第81号	令和2年度松前町一般会計補正予算（第 4号）……………	29
日程第20	議案第82号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計 補正予算（第3号）……………	29
日程第21	議案第83号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会 計補正予算（第2号）……………	30
日程第22	議案第84号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正 予算（第3号）……………	30
散 会		……………	32

◎会議録第2号（9月14日）一般質問

開 議		……………	38
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	38
日程第2	一般質問		
	11番 村井慶太郎議員	……………	38
	4番 曾我部秀司議員	……………	58
	10番 藤岡 緑議員	……………	66
	5番 影岡 俊範議員	……………	74
	2番 西村 元一議員	……………	79
散 会		……………	88

◎会議録第3号（9月30日）委員長報告

開 議		……………	92
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	92
日程第2	議選第 3号	総務産業建設常任委員会委員の補欠選任……………	92
日程第3	議選第 4号	伊予市松前町共立衛生組合議会議員の補 欠選挙……………	92
日程第4	議員提出議案第1号	新型コロナウイルス感染症の影響 に伴う地方財政の急激な悪化に対 し地方税財源の確保を求める意見 書の提出について……………	93

日程第5	議員提出議案第2号	米軍機による低空飛行訓練の中止 を求める意見書の提出について……………	94
日程第6	議案第70号	町長の給与の特例に関する条例……………	95
日程第7	議案第71号	松前町長期継続契約とする契約を定める 条例の一部を改正する条例……………	97
日程第8	議案第72号	松前町立保育所条例の一部を改正する条 例……………	98
日程第9	議案第73号	松前町第9分団消防詰所新築建築主体工 事請負契約の締結について……………	100
日程第10	議案第74号	松前町立小中学校情報通信ネットワーク 環境施設整備工事請負契約の締結につい て……………	101
日程第11	議案第79号	令和元年度松前町歳入歳出決算認定につ いて……………	102
日程第12	議案第80号	令和元年度松前町水道事業会計決算認定 について……………	102
日程第13	議案第81号	令和2年度松前町一般会計補正予算（第 4号）……………	109
日程第14	議案第82号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計 補正予算（第3号）……………	109
日程第15	議案第83号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会 計補正予算（第2号）……………	109
日程第16	議案第84号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正 予算（第3号）……………	109
日程第17	議案第85号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の 選任について……………	117
日程第18	議案第86号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の 選任について……………	117
日程第19	議案第87号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の 選任について……………	117
日程第20	議案第88号	松前町教育委員会委員の任命について……………	120
日程第21	議選第5号	松前町選挙管理委員及び補充員の選挙に ついて……………	121
閉議		……………	122

町長挨拶	122
閉 会	123

9月8日（第1号）

令和2年松前町議会第3回定例会会議録

令和2年9月8日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	13番 三好勝利
14番 伊賀上明治		

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた11名である。

欠席議員は、次のとおりである。

11番 村井慶太郎	13番 三好勝利
-----------	----------

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
監査委員	安永紀雄
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
産業建設部長	大川康久
教育委員会事務局長	仲島昌二
総務課長	仙波晴樹
財政課長	金子貴徳
財政課技監	伊達圭亮
福祉課長	山田運

保 険 課 長	小 池 良 治
上下水道課長	渡 部 博 憲
会 計 課 長	楠 田 匡 志
社会教育課長	黒 田 泰 弘

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏 原 正
議会事務局 書 記	徳 本 敏 子

令和2年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No.1

	令和2年9月8日(火)	午前9時30分	開議
		開会	
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
		開議	
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議員提出議案第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第5	議員提出議案第2号	米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第6	報告第8号	令和元年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第7	議案第69号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松前町一般会計補正予算(第3号))	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第8	議案第70号	町長の給与の特例に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第71号	松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第72号	松前町立保育所条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第73号	松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第74号	松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)

日程第13 上程	議案第75号 提案理由説明	人権擁護委員候補者の推薦について 質疑 討論 採決
日程第14 上程	議案第76号 提案理由説明	人権擁護委員候補者の推薦について 質疑 討論 採決
日程第15 上程	議案第77号 提案理由説明	人権擁護委員候補者の推薦について 質疑 討論 採決
日程第16 上程	議案第78号 提案理由説明	人権擁護委員候補者の推薦について 質疑 討論 採決
日程第17 上程	議案第79号 提案理由説明	令和元年度松前町歳入歳出決算認定について 監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第18 上程	議案第80号 提案理由説明	令和元年度松前町水道事業会計決算認定について 監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第19 上程	議案第81号 提案理由説明	令和2年度松前町一般会計補正予算(第4号) 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第20 上程	議案第82号 提案理由説明	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第21 上程	議案第83号 提案理由説明	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第22 上程	議案第84号 提案理由説明	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号) 質疑 委員会付託(予算決算)

○議長（加藤博徳） 新型コロナの関係で3密防止のために、本会議場ドアを開けさせていただいております。併せて、マスク着用させていただいておりますので、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、初めに御了承をお願いしたいと思います。

三好勝利議員と村井慶太郎議員から欠席届が提出されておりますので、御報告しておきます。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和2年松前町議会第3回定例会を開会します。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

町内の田んぼでは、稲穂が秋風に揺られ、実りの秋が近づいてまいりました。朝晩は涼しさを感じる季節となりましたが、日中は残暑の厳しい日が続いています。熱中症には十分御注意ください。

ところで、先日の台風10号は過去最強クラスに発達し、猛烈な勢力を維持したまま接近してきたため、5日のまだ注意報も警報も発令されていない段階で松前町災害対策本部を設置し、町民の皆様にも命を守るための早めの避難を呼びかけるとともに、6日には全ての指定避難所を開設したほか、地区公民館、地域の集会所等を自主避難所として開設しました。

これまでになく台風の猛威が予想されていたため、非常に心配しましたが、本町においては大きな被害もなく安堵したところであります。結果としては、空振りのような対応になりましたが、今後とも空振りを恐れず、町民の命を守ることを第一に、早めの対応に心がけたいと考えています。

本日、令和2年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和2年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、6月に補正予算の専決処分をさせていただき、地方創生臨時交付金第1次補正分を活用して、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている町内事業者を支援するため、これまで雇用維持や事業継続に対する支援など、地域経済を維持するための各種支援を行ってまいりました。

今後は、停滞している地域経済の回復が急務であることから、地方創生臨時交付金2次

補正分を活用して、消費の拡大と産業力強化を図るための事業を緊急に実施することとし、そのための補正予算を専決処分させていただきました。

具体的には、落ち込んだ町内の消費を喚起し、売上げが減少した町内事業者を支援するため、プレミアム率66.6%のプレミアム付商品券を発行するほか、コロナ禍の中においても地域産業を継続させるため、新たなビジネスの展開に取り組む町内事業者への支援として、新ビジネス定着促進給付事業、地域産業力強化支援事業の2つの事業を実施します。議会におかれましては、この専決処分に対し御理解をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、町内での新型コロナウイルスの感染状況については、先月9日に新たな感染が確認され、21日にはその濃厚接触者への感染が確認されました。これで本町での感染は、4事例8人となります。

今回の感染者発生に対しましては、当町の保育所、放課後児童クラブ、その他公共施設等においては、ウイズコロナの新しい生活様式として感染防止対策に徹底して取り組んでいることから、特段の対応は取りませんでした。また、しっかり囲い込みがなされていることから、感染拡大にはつながらないものと考えています。

現在、全国での新型コロナウイルスの新規感染者は減少傾向にあるとされていますが、いまだピークアウトとはされていません。町民の皆様には、マスクの着用や手洗い・うがいなど御自身でできる予防策を講じていただくとともに、県が呼びかけている「うつらないよう自己防衛」、「うつさないよう周りに配慮」、「習慣化しよう3密回避」、この3つの感染回避行動に引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年第3回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

6月29日に、災害時における応急対策業務の協力支援を趣旨として、株式会社愛亀様と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結しました。

この協定により、災害時には愛亀様の施設を避難所として提供していただけるほか、備蓄品についても支援していただけることとなりました。コロナ禍の中では、避難所でも3密回避が必須ですので、避難所として利用できるスペースを少しでも確保しておきたいところ、会社施設を避難所として提供いただけることとなり大変ありがたく思っています。

次に、重信川流域の治水対策について申し上げます。

近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるためには、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、いわゆる流域治水への転換を進めることが必要であることから、先月26日に四国地方整備局松山河川国

道事務所主導の下、国、愛媛県及び重信川流域市町が連携し、重信川流域治水協議会を設置しました。

この協議会では、協議・情報共有を行いながら、流域全体で早急に実施すべき河川対策、流域対策、ソフト対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定することとしています。今後は、重信川流域の各関係機関との連携を深めながら、流域全体の水害リスクの軽減に努めてまいりたいと思います。

次に、特別定額給付金について申し上げます。

先月11日に、特別定額給付金の申請受付が終了しました。1万3,589世帯の給付対象世帯のうち、1万3,557世帯への給付が完了し、給付達成率は99.8%でした。専決処分させていただきましたので、早期に事業に着手することができ、特に大きな混乱もなく、事業を完了することができました。議会におかれましては、事業が円滑かつ迅速に進むよう御配慮いただき、改めてお礼申し上げます。

次に、地域の魅力発信について申し上げます。

先月1日から、Instagramを活用して、「まっさきまさきいろフォトキャンペーン」を実施しています。

このキャンペーンは、松前町勢要覧2020作成業務の一環として、Instagram利用者の皆さんに松前ならではの魅力を紹介する写真を“まっさきまさきいろ”というハッシュタグを付してInstagramに投稿してもらい、町内外に町の魅力を発信しようとするものです。現在、町花ヒマワリや塩屋海岸の夕日など80件以上の投稿をいただいています。キャンペーンは、11月30日まで実施していますので、この機会にInstagramに登録し、ぜひ日常に隠れている自分だけの「まさきいろ」「まさきらしさ」を見つけて投稿していただければと思います。

次に、ごみ処理対策について申し上げます。

人口減少社会を迎え、廃棄物処理に関する担い手が不足しているほか、老朽化した施設の維持管理や更新費用の増大が懸念されており、廃棄物処理体制の広域化・集約化を検討する必要があることから、今月1日に松山市を中心に中予圏域3市3町で、松山ブロックごみ処理広域化検討協議会を設置しました。

この協議会では、広域化に向けて検討が必要な事項、例えば対象とするごみの区分、収集運搬体制やごみ処理フローなどについて整理をし、ごみ処理広域化に向けた検討を進めていくこととしています。今後は、中予圏域3市3町の連携を深め、将来にわたる廃棄物の適正処理の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、たわわ祭の中止について申し上げます。

例年11月中旬に開催しておりますたわわ祭について、松前町産業連携推進協議会において検討した結果、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止を決定しま

した。まさき夏祭りとともに町民の皆様が毎年楽しみにしている行事であり、このいずれもが中止を余儀なくされ非常に残念に思います。一日も早くコロナ禍が収束し、来年は全ての行事が例年どおり開催できることを願ってやみません。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には報告案件1件、専決処分の承認1件、条例案件3件、決算認定2件、予算案件4件、その他議決を求めるもの2件、意見を求めるもの4件、合わせて17件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

6番田中周作議員、7番住田英次議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る9月1日の議会運営委員会で協議の結果、本日から9月30日までの23日間と決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの23日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第4、議員提出議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

5 番影岡俊範議員。

○5 番（影岡俊範議員） 議員提出議案第 1 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり松前町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 8 日。

松前町議会議長加藤博徳様。

提出者、松前町議会議員影岡俊範、賛成者、松前町議会議員伊賀上明治、同三好勝利、同岡井馨一郎、同村井慶太郎、同藤岡緑、同稲田輝宏、同住田英次、同田中周作、同曾我部秀司、同渡部恵美、同西村元一。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしております。国民生活への不安が続いております。その中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい現状になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

なお、提出する意見書及び提出先は、お手元に配付したとおりであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議員提出議案第 1 号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託されました。

~~~~~

日程第 5 議員提出議案第 2 号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第5、議員提出議案第2号米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議員提出議案第2号米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり松前町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月8日。

松前町議会議長加藤博徳様。

提出者、松前町議会議員影岡俊範、賛成者、松前町議会議員伊賀上明治、同三好勝利、同岡井馨一郎、同村井慶太郎、同藤岡緑、同稲田輝宏、同住田英次、同田中周作、同曾我部秀司、同渡部恵美、同西村元一。

提案理由。

米軍機の国内における低空飛行訓練については、日米合意に基づき、その安全性を最大限確保するとともに、我が国住民に与える影響を最小限にすることが求められております。

しかしながら、愛媛県上空をはじめ、これまでも米軍機による低空飛行訓練が目撃されており、地域住民は強い不安を抱いております。こうした低空飛行は、爆音による被害のみならず、万一、墜落した場合には地域住民を巻き込む大惨事につながりかねません。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

なお、提出する意見書及び提出先は、お手元に配付したとおりであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議員提出議案第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 報告第8号 令和元年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報

告、質疑)

○議長（加藤博徳） 日程第6、報告第8号令和元年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第8号について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告するものです。

内容につきましては、健全化判断比率については金子財政課長に、資金不足比率については渡部上下水道課長にそれぞれ説明させます。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 報告第8号について補足して御説明いたします。

別冊の参考資料1ページをお開きください。

健全化判断比率は、財政の健全化や再生の必要性を判断するとともに、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標があります。各指標の状況を示す表に記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準となります。

初めに、1、実質赤字比率ですが、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和元年度一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当しません。

次の2ページをお開きください。

2、連結実質赤字比率ですが、一般会計と特別会計や公営企業会計など、全ての会計を合算することにより地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和元年度の全会計における決算での実質収支等の合計額が黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

次に、3、実質公債費比率ですが、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金額の程度を示す比率です。令和元年度の実質公債費比率は8.7%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次の3ページをお開きください。

4、将来負担比率ですが、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込

額や職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことです。令和元年度の将来負担比率は116.6%となっており、早期健全化基準の350%を下回っています。

なお、議案書の5ページから7ページに監査委員の審査意見書がついておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部博憲） 続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して説明いたします。

提案書の3ページを御覧ください。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し経営状態の悪化の度合いを示すものです。水道事業会計の資金不足比率は、令和元年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生していません。

続きまして、公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、令和元年度公共下水道事業特別会計の決算で歳入額が歳出額を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生していません。

なお、8ページ及び9ページは監査委員の審査意見書となっておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算（第3号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第69号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松前町一般会計補正予算第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第69号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を行うための経費が早急に必要になったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松前町一般会計補正予算第3号を専決第13号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 議案第69号専決第13号について補足して御説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

今回の一般会計補正予算により、歳入歳出それぞれ9,500万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億6,602万6,000円になります。

初めに、歳出について御説明いたします。

議案書の28ページと参考資料の7ページをお開きください。

6款1項3目緊急経済対策費、補正額9,500万3,000円は、新型コロナウイルス緊急経済対策に係る費用を計上しています。

内容は、参考資料でお示ししているとおり、「がんばれ！まさき応援券」プレミアム付商品券発行事業、新ビジネス定着促進給付事業、地域産業力強化支援事業及び支援に係る事務経費となっています。

続いて、歳入について御説明いたします。

議案書のほうの27ページをお開きください。

13款2項1目1節総務管理費国庫補助金、補正額7,360万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

次に、18款1項1目1節繰越金、補正額2,140万2,000円は、財源としての計上となります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第69号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第8 議案第70号 町長の給与の特例に関する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第8、議案第70号町長の給与の特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第70号について提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化を進めるに当たり、町長の姿勢を示すため、新たに制定するものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 和田総務部長。

○総務部長(和田欣也) 議案第70号について補足して説明をいたします。

議案書の29ページをお開きください。

この条例は、財政基盤の安定化を進めるに当たり、町長自らの姿勢を示すため、町長の給料月額について、当面の間、給料月額の100分の10に相当する額を減じた額とするために新たに制定するものです。

なお、この条例は令和2年12月1日から施行することとしています。

以上で議案第70号の補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第70号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで理事者交代しますので、しばらくの間休憩をいたします。

午前10時5分 休憩

午前10時7分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

~~~~~

日程第9 議案第71号 松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第71号松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第71号について提案理由を申し上げます。

長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大し、契約事務の効率化、経費削減を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第71号について補足して説明をいたします。

参考資料により御説明いたします。

参考資料の9ページをお開きください。

この条例は、既存の松前町長期継続契約とする契約を定める条例に3号、4号を追加し、継続して役務の提供を受ける契約で初期投資に相当の費用を要するものについても長期継続契約を締結できることとし、契約事務の効率化及び経費削減を図るために改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第71号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第71号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第72号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第72号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第72号について提案理由を申し上げます。

白鶴保育所において延長保育を実施するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、塩梅保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(加藤博徳) 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長(塩梅 淳) それでは、議案第72号につきまして改正の内容を御説明いたします。

議案書の33ページをお開きください。

この条例改正は、白鶴保育所におきまして延長保育を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

表左、改正後、第5条第1項第1号は、延長保育を実施しない保育所の平日の開所時間を規定し、同条第2項は、平日延長保育を実施する保育所の延長保育のための開所時間を午後6時から午後7時までと規定し、同項第1号及び第2号で平日及び土曜日の開所時間を規定するものでございます。

次に、34ページをお開きください。

表左、改正後の第10条第3項、第11条、第12条及び第13条は、字句を改めるもので、「時間外保育」を「延長保育」に、「時間外保育料」を「延長保育料」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第72号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第73号 松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第73号松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第73号について提案理由を申し上げます。

松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） それでは、議案第73号松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書は35ページ、参考資料13ページでございます。

参考資料により御説明いたします。

入札日は令和2年7月16日で、入札方法は入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和3年3月25日の予定としております。

入札参加業者は、株式会社三洋建設及び松前土建株式会社の2社です。入札の結果、松前土建株式会社が低入札調査基準価格を20万33円下回りましたので、令和2年7月29日に調査班員による聞き取りを実施し、同年8月12日に低入札価格調査委員会を開催し、審査を行いました。その結果、施工可能と判断されましたので、松前土建株式会社を落札者とし、4,642万円で仮契約を行っております。

次の14ページを御覧ください。

入札の執行表となります。

ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格4,703万5,740円に対して、落札金額は4,220万円ですので、落札率は89.7%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第73号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第74号 松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第74号松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第74号について提案理由を申し上げます。

松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達財政課技監。

○財政課技監（伊達圭亮） それでは、議案第74号松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結について、議案書37ページ、参考資料15ページを御覧ください。

参考資料により御説明いたします。

入札日は令和2年8月19日で、入札方法は入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。

た。議会の承認を得られた日を本契約日、工期はその翌日を着工日とし、完成日は令和3年3月31日の予定としております。

入札参加業者は、株式会社四電工愛媛支店の1社です。入札の結果、予定価格以下かつ低入札調査基準価格以上で応札した株式会社四電工愛媛支店を落札者とし、8,800万円で仮契約を行っております。

次の資料16ページを御覧ください。

入札の執行表になります。

ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格8,152万7,880円に対して、落札金額は8,000万円ですので、落札率は98.1%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第74号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第75号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第16、議案第78号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第75号から議案第78号までについて一括して提案理由を申し上

げます。

任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、それぞれ意見を求めるものです。

内容につきましては、黒田社会教育課長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 黒田社会教育課長。

○社会教育課長（黒田泰弘） 議案第75号から議案第78号について補足して御説明いたします。

議案書39ページをお願いします。

人権擁護委員の任期が令和2年12月31日満了となるので、後任委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案第75号、住所、伊予郡松前町大字浜901番地、氏名、水本諭氏、生年月日、昭和23年9月20日です。

議案書40ページから41ページに参考として経歴を記載しておりますので、御一読ください。

議案書43ページをお願いします。

議案第76号、住所、伊予郡松前町大字鶴吉771番地2、氏名、松田雅子氏、生年月日、昭和27年4月23日です。

議案書44ページに参考として経歴を記載しておりますので、御一読ください。

続きまして、議案書45ページをお願いします。

議案第77号、住所、伊予郡松前町大字恵久美456番地、氏名、郷田和美氏、生年月日、昭和27年2月1日です。

議案書46ページから47ページに参考として経歴を記載しておりますので、御一読ください。

最後に、議案書49ページをお願いします。

武智和孝氏が令和2年12月31日をもって期間が満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

議案第78号、住所、伊予郡松前町大字北川原1122番地1、氏名、岡本明氏、生年月日、昭和31年12月15日です。

議案書50ページに参考として経歴を記載しておりますので、御一読ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第75号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第75号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

議案第76号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第76号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

議案第77号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第77号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

議案第78号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第78号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

ここで、新しく推薦されました岡本明さんが挨拶に見えられておりますので、このまましばらくお待ちください。

岡本明さんの挨拶をお願いいたします。

○岡本 明 このたび人権擁護委員に御推挙いただきました岡本明です。本会議におきまして人権擁護委員の推薦をいただき誠にありがとうございます。人権擁護という職の重要性を考えますと、本当に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。もとより浅学非才ではございますが、松前町の人権擁護の推進に誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、お礼の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長(加藤博徳) 岡本明さんの挨拶を終わります。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第17 議案第79号 令和元年度松前町歳入歳出決算認定について(上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第17、議案第79号令和元年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第79号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び公共下水道事業特別会計の令和元年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、会計管理者楠田会計課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 楠田会計課長。

○会計課長（楠田匡志） 失礼いたします。

令和元年度松前町歳入歳出決算認定につきまして補足説明をいたします。

各会計の歳入歳出決算書につきましては、関係法令の定めるところにより調製いたしました。また、会計の決算につきましては、令和2年7月8日から7月30日にわたり、安永監査委員、伊賀上監査委員により審査していただき、8月20日に監査意見書の報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

内容が多岐にわたりますので、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の収入合計を、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の歳出合計をもって補足説明とさせていただきます。御了承のほどをお願いいたします。

なお、会計ごとに作成しています事項別明細書、実質収支に関する調書及び決算書の222ページ以降の財産に関する調書につきましては、決算の附属書類となりますので御参照くださいますようお願いいたします。

それではまず、松前町歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお開けください。

令和元年度松前町一般会計歳入歳出決算書の歳入になります。

ページ下段にあります歳入合計におきまして説明いたします。

まず、調定額124億2,632万9,733円、収入済額115億9,981万9,331円、不納欠損額143万9,166円、収入未済額8億2,507万1,236円となっております。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。

一般会計の歳出になります。

同じく、ページ下段の歳出合計を説明いたします。

予算現額126億8,360万5,000円、支出済額112億4,874万5,464円、翌年度繰越額7億7,844万3,000円、不用額6億5,641万6,536円となっております。欄外になりますが、歳入歳出差引残額は3億5,107万3,867円となります。同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、125ページ、126ページをお開きください。

令和元年度松前町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において説明いたします。

調定額35億3,346万6,104円、収入済額34億8,109万2,665円、不納欠損額323万5,458円、収入未済額4,913万7,981円となっております。

次に、127、128ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計において申し上げます。

予算現額34億7,326万8,000円、支出済額32億6,163万163円、翌年度繰越額は0円です。不用額2億1,163万7,837円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は2億1,946万2,502円となります。同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、153、154ページをお開きください。

令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額4億7,086万1,694円、収入済額4億7,081万6,184円、不納欠損額は0円です。収入未済額4万5,510円となっております。

次のページ、155、156ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳出になります。

同ページ下段、歳出合計におきまして、予算現額4億5,668万9,000円、支出済額4億5,467万9,310円、翌年度繰越額0円、不用額200万9,690円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は1,613万6,874円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、169ページ、170ページをお開きください。

令和元年度松前町介護保険特別会計の保険事業勘定歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入の合計において説明いたします。

調定額29億89万4,252円、収入済額28億9,682万8,007円、不納欠損額64万7,688円、収入未済額341万8,557円となっております。

次に、171、172ページをお開きください。

介護保険特別会計保険事業勘定の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計において述べさせていただきます。

予算現額28億9,735万4,000円、支出済額28億1,677万7,729円、翌年度繰越額は0円です。不用額8,057万6,271円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は8,005万278円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、199ページ、200ページをお開きください。

令和元年度松前町介護保険特別会計介護サービス事業勘定の歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計におきまして説明します。

調定額1,111万2,277円、収入済額も同額の1,111万2,277円、不納欠損額、収入未済額はともに0円となっております。

次の201ページ、202ページをお開きください。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計におきまして述べさせていただきます。

予算現額1,013万3,000円、支出済額943万8,637円、翌年度繰越額0円、不用額69万4,363円となっております。欄外の歳入歳出差引額は167万3,640円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、211ページ、212ページをお開きください。

令和元年度松前町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計におきまして説明します。

調定額9億5,180万2,807円、収入済額7億7,346万3,265円、不納欠損額4万8,097円、収入未済額1億7,829万1,445円となっております。

次に、213ページ、214ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計について述べさせていただきます。

予算現額9億6,218万1,000円、支出済額7億1,478万6,732円、翌年度繰越額2億194万7,000円、不用額4,544万7,268円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は5,867万6,533円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員。

○監査委員（安永紀雄） それでは、令和元年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査について報告をいたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果でございます。審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証拠書類等につき、関係諸帳票と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について確認いたしました。併せて、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算執行の状況についても適正であると認めました。

なお、以下の4項目について検討、努力をお願いするものです。

申し上げます。

1、財政運営について、財政諸指数はおおむね良好な状態にあると認められるものの、経常収支比率については依然高い水準で推移しており、また将来負担比率は上昇しています。社会福祉の充実のための扶助費の増大や公共施設の計画的整備といったやむを得ない事情はありますが、さらに適正な財政運営を心がけるようお願いいたします。

2、収入の確保について、税務課では、町税の滞納解消を図るべく収納方針を立てて業務を着実に実施しており、改善の努力が認められます。町税のほか、各種使用料及び貸付償還金についても、住民の行政に対する不公平感、不信感を生じさせないように、徴収及び収入未済金の改善にさらなる努力をお願いいたします。

なお、債務者破産等により回収が極めて困難な不良債権については、適切で計画的な債権整理を行っていただきますよう積極的な推進をお願いいたします。

3、経費の見直しについて、随意契約による執行がなされていますが、少額の随意契約を含めて、統一かつ公平に執行されているか検証するよう努めるとともに、前例踏襲的に契約するのではなく、見直しが必要と判断されたなら競争入札の導入についての検討をお願いいたします。

また、社会の変革に伴って部署ごとに追加整備していることで右肩上がりの事務管理システムの経費について、管理システム導入の経緯と変遷を全庁的に整理し、経常経費の見直しを併せて検討していただきたい。

4、事務事業評価について、多様化する町民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、事業の必要性や目的を明らかにして、業務改善や事務事業の再編・整理を行うなど、行財政改革に努められるようお願いいたします。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第79号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第80号 令和元年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託）

(予算決算)

○議長(加藤博徳) 日程第18、議案第80号令和元年度松前町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第80号について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町水道事業会計の令和元年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、渡部上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 渡部上下水道課長。

○上下水道課長(渡部博憲) 令和元年度松前町水道事業会計決算について補足して説明をいたします。

松前町水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入では決算額4億5,541万3,647円で、予算に比べ230万1,647円の増となっています。支出では決算額4億4,468万8,717円で、不用額2,927万283円となっています。

3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入では決算額2億6,032万8,740円で、予算に比べ7,316万8,260円の減となっています。支出では決算額4億4,646万1,533円、翌年度繰越額3,810万円、不用額1億228万5,467円となっています。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し1億8,613万2,793円不足となりますが、3ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,364万1,694円及び過年度分損益勘定留保資金1億7,249万1,099円で補てんしました。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

令和元年度松前町水道事業損益計算書について御説明いたします。

当年度は、5ページの下段から3行目にありますように331万5,097円の純損失となりました。よって、前年度繰越利益剰余金1億3,239万2,980円から当年度の損失を除くことにより、当年度未処分利益剰余金が1億2,907万7,883円となりました。

続きまして、6ページをお開きください。

令和元年度松前町水道事業剰余金計算書ですが、9ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので御参照願います。

7ページの令和元年度松前町水道事業剰余金処分計算書ですが、剰余金等の処分計算について表しているものであり、今回における処分はございません。

続きまして、8ページをお開きください。

令和元年度松前町水道事業貸借対照表になります。

資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列最初に記載してありますとおり47億6,945万7,844円となりました。

また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は11億251万9,891円となりました。この結果、資産合計は58億7,197万7,735円となっています。

続いて、9ページ上段の負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は28億4,940万1,172円となりました。

また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は2億1,332万6,426円となりました。

次の5の繰延べ収益では、年度末の繰延べ収益合計は15億8,217万9,930円となりました。この結果、負債合計は46億4,490万7,528円となっています。

次に、その下の資本の部のうち、6の資本金では、年度末の資本金合計は8億8,631万5,386円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は3億4,075万4,821円となりました。

これらの結果、資本合計は12億2,707万207円となり、9ページ最下段の負債資本の合計額は資本合計と同様の58億7,197万7,735円となるものです。

なお、10ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で水道会計決算の説明を終わります。

**○議長（加藤博徳）** 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員。

**○監査委員（安永紀雄）** 令和元年度松前町水道事業会計の決算審査について報告をいたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された決算書が水道事業の財政状態及び経営状態を適正に表示しているか。また、経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類との照合確認を行うとともに、担当職員の説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書の計数は、会計帳票及び証拠書類と照合審査した結果、正確で適正に表示されており、収入及び支出の事務処理も法令等を遵守し適正に行われていると認められました。

なお、以下の4項目について検討、努力をお願いするものです。

申し上げます。

1、経営状況について、第6次拡張事業の実施等により、今後、さらに厳しい経営状態になっていくものと予想されるため、長期的な収支見通しのもと、毎年度の資金確保と経費節減に努められるようお願いいたします。

2、管路整備について、町道の新設や県道拡幅工事など道路管理者との協議により効率的な配水管整備を図っていることが認められますが、今後も他の関連工事との調整を行い、経費削減と計画的管路整備の推進をお願いいたします。

3、有収率について、平成26年度の漏水調査以降、しばらくは有収率の上昇が見られたが再び下降傾向が認められます。今後の有収率の推移を注視して、計画的な漏水対策と適正な管理に努められるようお願いいたします。

4、安全・安心で安定的な給水の確保について経営を安定させ、企業会計としての目的が達成されるよう、一層の努力をお願いいたします。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第80号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

~~~~~

日程第19 議案第81号 令和2年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第20 議案第82号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第 2 1 議案第 8 3 号 令和 2 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第 2 2 議案第 8 4 号 令和 2 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第19、議案第81号令和2年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第20、議案第82号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第21、議案第83号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第22、議案第84号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第81号から議案第84号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和2年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4億478万1,000円を増額し、総額を150億7,080万7,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の121ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、美しい景観づくりのため、松前町景観計画検討委員会を開催し、景観計画の策定に係る審議等を行います。

また、公園・緑地・水辺の保全のため、昨年度、池の水位が下がらなかったことにより改修できなかったひよこたん池公園のしがらを改修し、親水空間を保全するほか、松前公園体育館アリーナの音響設備の更新を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止体制の充実のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、庁舎の窓口等の改修や避難所における感染対策のための備品を充実するほか、各種の感染症対策を実施します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、G I G Aスクール構想における児童生徒1人1台の端末整備を行い、I C T環境の充実を図ります。

また、安全・安心な教育環境を維持するため、老朽化した消防用設備の改修を行います。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業生産基盤整備の推進のため、かんがい排水施設の改修を行う県営事業について、その経費の一部を負担し、農業経営の安定化を図ります。

また、農産物の生産性の向上のために必要な機械等を認定農業者が導入する際の費用の一部を助成し、地域で主体となって農業を支える認定農業者の経営基盤を強化します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、江川遊水池内の排水路整備を行い、生活環境の改善を図ります。

なお、財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が4億2,198万3,000円の増、一般財源が1,720万2,000円の減となっております。

予算の議案書31ページをお開きください。

議案第82号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ725万円を追加し、総額を33億7,868万1,000円とするものです。

予算の議案書45ページをお開きください。

議案第83号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ79万2,000円を追加し、総額を4億7,204万9,000円とするものです。

予算の議案書57ページをお開きください。

議案第84号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ8,004万8,000円を追加し、総額を28億2,798万6,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第81号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第81号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第82号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第82号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第83号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第83号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第84号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第84号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 住 田 英 次

9月14日（第2号）

令和2年松前町議会第3回定例会会議録

令和2年9月14日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	13番 三好勝利
14番 伊賀上明治		

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13番 三好勝利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
産業建設部長	大川康久
教育委員会 事務局長	仲島昌二
総務課長	仙波晴樹
財政課技監	伊達圭亮
福祉課長	山田運
町民課長 子育て・ 健康課長	重松修平 早瀬晴美

まちづくり課長	横山真史
学校教育課長	住田民章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和2年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

令和2年9月14日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問(提出順位)	

○議長（加藤博徳） 三好勝利議員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

なお、本日は新型コロナ対策実施のために、質問者が終わるたびに暫時休憩を取らせていただいて、理事者席と質問席を整備させていただきますので、御了承ください。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

8番稲田輝宏議員、10番藤岡緑議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 11番村井慶太郎、議長のお許しを得ましたので、これから一般質問をさせていただきたいと思っております。

3月、6月もしたかったんですけど、一応新型コロナのことで行政のほうも何かと忙しいんじゃないかなということでも私なりに配慮させていただきまして、ここ最近愛媛でもゼロが続いておりますし、松前町のほうも陽性者が出てませんので、ちょっとこころでええかなということでも今回一般質問をさせていただきます。

まず最初に、前から取り上げてきているんですけど入札の在り方、今回またほかの自治体を参考にされまして事後公表ということを決められたので、それはそれで行政がされたんですからそれでいいんですけどね。そういうふうなこともあって今回は入札の在り方について。

まず最初に、一般競争入札における調査基準価格、低入札価格調査と指名競争入札における最低制限価格の失格基準の一元化についての考えをお聞きします。

2番目に、適正価格の考え方、これをお聞きしたい。

それと最後、一般競争入札の入札参加資格条件を緩和する考え。これは、ものにもよるんやろうけど、縛りがきつくなると、ある案件なんかは2者しか入札ができんというよう

なことで、行政として競争の原理が働かん。それと、一般競争にもかかわらず愛媛県下で2者しか入れんような縛りをつけてしまうと、もうこれ指名したも同じやということです。ここの考えもお聞きしたいと思います。

まず最初に、入札の在り方について質問させていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 村井議員の御質問に答弁をさせていただきます。

入札に対する考え方についてのお尋ねがございました。

まず、最低制限価格制度と低入札価格調査制度についてお答えをいたします。

公共工事における入札制度には、競争の原理を働かせて、最少の経費で最大の効果を上げるという目的があります。しかし、安い金額で契約することを求め過ぎる結果、品質を確保することができなくなるということを防止するため、最低制限価格制度や低入札価格調査制度が設けられています。そのうち、低入札価格調査制度では、最も低い入札金額が調査基準価格を下回った場合には、その入札価格で適正な履行が可能であるかを調査し、適正に履行が行われ品質が確保できると認められた場合には、その業者を落札業者として決定します。

この制度は、調査基準価格より低くても品質が確保できると判断された場合は落札者とする制度であることから、その運用によっては過度な価格競争になり過ぎ、業者が疲弊し、業者の健全育成を阻害することにもなっております。したがって、町といたしましては、それぞれの制度の目的に留意しながら、競争性の確保、品質の確保、業者の健全育成、この3つをバランスよく確保できるように2つの制度を運用していきたいと考えています。

お尋ねの失格基準につきましては両方とも同じであります。

次に、適正な契約価格の考え方についてお答えします。

公共工事における契約価格につきましては、今ほど申し上げましたとおり、競争性の確保、品質の確保、業者の健全育成、この3つがバランスよく確保されているものが適正価格だと考えています。

次に、一般競争入札の参加資格条件についてお答えいたします。

一般競争入札の参加条件については、入札制度の基本である競争の原理が働くよう、特殊な内容の工事を除いて多くの業者が参加できるような条件にしています。また、可能な限り町内業者を優先するようにしていますので、今以上に条件を緩和する考えはありません。

今後も地元業者の皆様の御意見も伺いながら、よりよい入札制度になるよう絶えず見直しをしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 答弁ありがとうございました。

その考えも分かるんですけど、私が思うんは、指名入札は2,000万円以下が指名されますよね、松前町から。そうすると、その2,000万円以下の金額というたら大体町内業者で収まるのかなというところなんですよね。ほな、一般競争入札は2,000万円以上であるがために町外業者も入ってこれる。今の制度としたら日本全国どこからでも入れるような一般競争になっとなんですけど、町外業者も入ってこれると。

指名競争は2,000万円以下で地元業者が入って、最低基準価格という線引きをされますよね。それから1円でも切ったら即失格と。町内業者にはそこらは厳しい。でも、町外が入れる一般競争入札においては、調査基準価格を切っても低入委員会、これを設けてできるかできんか、委員会、どんなメンバーでしょんかどうかわかんんですよ。もうそこらで決めて、仮に1億円の工事やったら最低基準を300万円を切ろうか200万円を切ろうか、ほな捨てるやろうかという僕は考えかなと思うんですよ。確かに適正にできるとなると。

その低入委員会、これにしても業者も大体仕事が欲しいんで上手に資料も作ってくるし、材料屋さんからも無理言うて、これぐらい書いてくれやと、下請さんからもこう書いてくれやとということで、委員会通るように資料はそろえますよ。取りたい業者なら誰かって。ほな、そこを100%信じてできますねということで多分基準価格を切ってもその委員会で捨てるだけという事で、例えて言うたら悪いんですけど、県とか大きい自治体は一般競争入札でも確かに低入委員会はありますよ。でも、業者としたらその線を切ったらあしきことという認識はあるんですよ。言うたら、町長が言う競争の原理というんは適正価格の中で競争して低いもんを取りましようという、この線を決めとんのにそれより下でも救ってあげますよという松前町は寛大なんか優しいんかどうかわかんんですけど。ほんで、そこらで資料さえそろえたら取れるんやというようなことで、毎回低入か何かでダンピング、あまり安くするとそういうふうなダンピングということであまり低い業者は切るというようなことで。

松前は、僕が思うんは最低基準価格を決めるとる以上は、やっぱしそれを切ってしまうとちょっと悪いんかなと。適正価格の中で競争してくださいよというふうな指導っちゃうか、そういうふうな業者に対するアピールはしてもらわんと、何でもかんでも捨てるやというたら低価格競争、これで松前町はええんやと。ほな、今おっしゃるように品質価格も行政としたらこれが一番やと。それは業者の健全性なんかも。今、世の中でも言われよる働き方改革、下請を泣かしたんじゃいかん、時間外でもちゃんとお支払いしようるかどうか、保険も入るとるかどうか、そういうようなところも調べていただいて、業者の健全性というところやったらそういうところも調べていただいて、言うたら無理を強いられるんは下請

業者、材料屋さんなんかも多分まけえまけえ言われて、そういうふうなところで適正な価格でやるとそういうところが薄れてくる。無理して取ってしまうとどっかにしわ寄せが行く。そういうことで、やっぱり適正価格の中での僕は競争かなと、こういうところを見るんですよ。

低価格競争でもええんですよ。いや、松前はこれで行くんやということやったら別にそれでもええんやけど、業者のほったら低価格、低価格というんでダンピングみたいになってくるわね、今度。それでも、ちょっとごめんなさい、話ずれるんやけど、あまり低過ぎるとダンピング、これを防止しましょうということよね、行政は。どれぐらいの線からダンピングになって、どれぐらいの線なら拾うような考えがあるんですか。そこを聞かせてもらいたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） いろいろおっしゃられたんですけど、まず価格がどれぐらいがダンピングになるんかというお尋ねについては、その基準として最低制限価格というものがあり、かつ調査基準価格というのがあるというふうに認識をしております。

ただ、実は私が町長になったときには、松前町では低価格入札調査制度は導入をしておりませんでした。そんな中で、よそよりも最低制限価格は少し低いレベルで決められておりました。そういうことで入札をずっとやっておったんですけども、いろいろな入札の状況を見てみますと、それをやった結果、例えば最低制限価格より2万円ぐらい安いところで入札が来る場合があるわけですね。それは失格になります。ですから、失格にするんですけど、その次の価格が300万円、400万円高い価格になると。ほんなら、2万円低いだけでその2万円の価格を失格にして、300万円ぐらい高い額を入札にしないといけない、こういう事態が何回もあったわけです。これは、2万円違うぐらいならばそれを救ってむしろやるほうが公共団体、自治体としては有意義だということで、それを何とかしたいということで、まずは最低制限価格を他の市町と同じレベルに引き上げました。まず引き上げました。それは品質を確保するというのと業者の育成も考慮しての引上げです。その上で、低いやつをちょっとだけ低いだけであって、ちょっと計算間違いとかすることで下がってしまったという中で、十分契約を履行して利率も確保ができるというような契約については、落札者として認めるほうが自治体としては非常に有効なわけですから、その意味で低入札価格調査制度というのを入れようということでやってきたわけでありまして。

ですから、やみくもに低いやつを救ってしまうということではなくて、趣旨としては競争性と安い価格で発注をできるということを確保するし、その業者も救うし、品質も確保するしと、この3つを満たしたいがゆえに今その価格を入れております。ただ、今の現状を見てみますと、これは私自身の感覚ですけども、どうも業者の皆さんは下のところで競争する傾向が強くなってきているのは、多分議員もそのことを心配されておっしゃってお

られるんと思いますけれども、そういう傾向になっていることは事実だと思っております。

したがって、もうちょっとこの低価格入札調査制度の内容を見直しをして、もうちょっと厳しくするというか、低入札をすることに対して厳しく取り扱うという方向に見直しをしたいなというふうに考えているところではありますので、見直しをする方向で検討していきたいと思っておりますので御理解いただけたらと思います。趣旨はそういう趣旨でございます。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 今の答弁でよく分かりました。

業者も今の町長の最初の意思とかそういうふうなを分からずに、松前は何ぞと、言うたら結果ばかり見て物を言うんで、最初はそういう流れでこういうふうにしたんよということが分かってもらえたら業者も納得する思うんですよ。

それと、町長がおっしゃられたように、ちょっとだけ低いんやと、ほな次その適正価格の中で拾おう思うたら500万円ぐらい上がるとんやと。それやったら2万円を拾うてやろうかというお考えですよ。それもすばらしいんやけど、ほしたら僕ここでお願いがあるんやけど、指名競争のやつも一般競争のようにこれから委員会も厳しくする言うんやけど、そこらもそういう作用が働いてもろうても、言うたら一円でも低かったら失格になるわけですよ。

ほんで、僕が思うんは、指名競争にはほぼほぼ町内業者がおると思うんやけど、そういうような何ぼか低いんやったらもう拾うてやろうというふうなそういうふうなお考えはないんですか、指名競争についてはどんなですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今、低入札価格調査制度が5,000万円以上と、一般競争入札は2,000万円以上ということで、おっしゃるように低入札価格調査制度は一般競争入札にしか適用しておりませんのですけど、実はちょっと前まで、二、三年ぐらい前までは2,000万円で線を引いてました。ですから、一般入札も2,000万円以上、それから低入札価格調査制度も2,000万円以上とやってたんですけども、それをやる中で非常に低入札が多く発生しました。低入札が発生しますと、かなり業者の方にもその調査をするための資料要求をして出してもらわないといけない。それから、こちらのほうも出てきた資料を精査をして、その上で本当に履行が可能かどうかを調査をしなければならない。お互いに相当手間がかかるわけです。それが相当件数が増えた。その手間がかかった結果、救った入札の額が非常にちょっこりなんですよ。そうすると、それだけ手間をかけた割には団体としての得した部分というのはあまりないんで、これはちょっと改善をしないといけないということで額を引き上げさせていただきました。

だから、私の本当のところの思いとしては、低入札価格調査制度はやめてもいいんじゃないかという一旦思ったこともあるんです。一律最低制限価格でやっていこうという方法のほうがいいんじゃないかと。例えば、県なんかの場合は、低入札価格調査制度を入れているんですけども、低入札をしてきた業者には辞退を求めて絶対セーフにしないんですね、運用として。それだったら、低入札価格制度を入れている意味がないわけで、それもおかしいなと思う中で、じゃあやめようかと思ったんですけど、実は皆さんも覚えてると思いますが、去年の小・中学校のクーラーを入れた入札があったと思いますけども、これは建築の工事の場合に、業者によっては建築資材を物すごく安く仕入れることができる業者がいるわけです。建築の普通の公共工事の積算基準で行くとかなりレベルの高い金額になるんですけど、業者によってはこの場合のクーラーなんか市場価格、定価の3割5分で仕入れることができる業者がおった。そういう業者がおるのに高いところで最低制限価格を取ったとしても、やっぱり相当低いところで本当はできるのに歩掛かりというか標準の積算基準で行くと高いレベルになってしまう。それを低入札価格制度をのけてしまうと、すごい高いレベルで落札をしないといけないことにもなるわけです。そうなるですと、やっぱり制度は残しておきながら適正な運用をしていくのが正しい道かなということで、少しずつ業者が低いところで競争し過ぎないように形を持っていきながら制度を続けていく方法を選びたいというふうに今思っています。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 町長のお考えを聞いて一安心はしたところなんですよ。

ほで、今町長も言われたように低入札委員会、関わったような業者に聞くと、かなり手間暇かかるし、行政のほうも何人も来て、あれやったら何十万円もかかるとよと、多分、日当から何からいったら。そんなにしてまでする必要があるんかと。仮に1者ならいいですよ。2者とか低入の人がおったら、それ同じ労力を2回して、かなりの費用やなということで、そんな費用をかけてするんもあるんかな。町長もお分かりで答弁してもろうとるけん、これを今言うんですけどね。確かにそういうところもあるんで、僕は県に右へ倣えというか、県の業者は大概低入、1円でも切ったらお断りするんですが、それと謝りもする。すいませんでした、恥かかせましたみたいな感じで、そんなんもあるんで松前町もしたらどうかなということで、町長も町民の負託を受けてかじ取りをしようるわけですよ。

ほやけん、そういうようなお考えを聞いて僕も安心して、僕はこれ低価格競争を向いていくんじゃと、ほかの業者が言うんも、僕も何やこれ安い買いやないかということで、それで制限価格を設けますよね。それより切ってもみんな拾うてくれる。何のための線なんだとかなり言われて、いや、僕もそれを思うてました。何のための線引きなんぞと。こんなもん線要らんやないかということだけど、今の町長の答弁で一応そういうような線

も必要で、業者もそういうふうに救うようなあれも必要かなというところでそこは分かりました。

最後の、これは実名を挙げてええんかどうか知らんが、緩和してくれと。これは、ある業者からほかの議員さんも言われておるとは思うんやけど、例えて言えば中学校の解体工事、あれかてあっこは伊予ブルさんとオオノ開発さんか、2者入札やったんですよね。これ2者しか入れんっておかしいやろと。ほで、これは松前の業者なんやけど、僕らは県でAランクなんやと。松前町に公募したら点が下がってBランクになった。どうしても入れんかったと。県でAって認められとんのに松前町ではBランクになるんやと、おかしいことないと。ほで、あまり縛りがきついんで、この2者ぐらいの入札やけん、これはもう指名と一緒にということで、もうちょっと緩和してもらおうと行政が、町長がいつもおっしゃられる競争の原理、言うたら何者おるか知らんけど、もうちょっと緩めたら7者、10者ぐらいの公募になると入札の原理が働く。この2者入札じゃのというんは大體競争の原理が働かんですよね。ほやけん、そこらで縛りがきついんじゃないかということで、特殊な工事はって言われたんやけど、そんな特殊でもないし、大體愛媛県にはこれぐらいの解体するんやったら多数おりますよ、業者も。ほやけん、そこらをちょっと緩和していただいて競争の原理を働かして、もうちょっと言うたら今町長が言うたようにちょっとでも安いようにしてもろてできるんかなというようなことなんやけど、そこらのお考えはどんなんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 一般競争入札で結果として参加者が少ないというのは致し方がない、参加していただけないということですからしょうがないので、2者であってもそれでやるしかないということは御理解いただいたらと思うんですけども。

入札の参加条件については、実はいろいろな御意見を伺う中で、周りの市町は割と自分ところに本社がある業者に限定するケースが多いんですよというような話も聞いたりしまして、現実には状況調査をしたりしますとその傾向があるということも分かりましたので、この数年前ぐらいからは我がほうも、できるだけ一般競争においても町内の業者で実施が可能であるならば町内業者に条件を限るという条件をかけるようにしてます。ただ、大きな工事ですとかというようなものについては技術的に不安もあるケースもありますので、あるいは大きな工事とか特殊な工事とか、金額が5,000万円以上が一般競争ですから、その場合にはやっぱり大きな業者、技術力の高い業者も入れておく必要があるということで町内業者に限るという限定は外しております。ただ、一応他市町の状況も見ながら、あるいは業者の皆さんの御意見も聞きながら今の条件を設定しておりますので、そんなにいわゆる町内業者を排除しているような状況にはなっていて、一番最初の答弁でも申し上げましたように、できる限り町内業者の皆さんを優先する取扱いにしておりますので、御理

解をいただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） そこはそれとして。

それと、余談にはなるんですけど、僕も十何年議員をさせてもろうて、1期目のときから町内業者の育成、これをずっと叫んできたんやけど、僕も立場的になかなか言えんやけど、育成になってない。ここはぼやきになるのやけど、構んですかね。育成になってない、甘やかし。業者の甘やかし。言うたら、本当に確かに入札参加条件には合うとと。でも、そこ実際の工事はようせんけど下請ばかり使うて、特定も持ってないんやけど下請ばかり探してきて、下請泣かして、下請泣かした分が自分の利益、こういう業者も何者かおりますよ。ほやけん、育成するんなら現場現場で担当とかそんなんがおるんで、もうちょっと厳しく指導もしてもろて、ひどい業者なんかはレベルとかトランシットもよう見んような業者もおるんですよ。そのほうは職員にしてもらうんじゃと。いやいや、そういうときは職員が教えてあげるし、育成というか今は松前の町内業者の甘やかしになってしもうて育成になってない。今、町長も言うたように町内業者に限定したいんやけど、町内業者が育成がなってないんで、業者がおらん。ここらも痛しかゆしのとこも僕も分かります。確かに難しい。一生懸命やりよる業者は一生懸命やりよる。やけん、もうちょっと県の経営審査の得点を稼ぐような指導なり何なりを町行政がしてもらおうと本当の育成になるんかなと。甘やかすだけが育成じゃなくって本当の実力をつけてもらう、これが僕は育成や思うんで、今後担当とかそんな人には業者に対して指導なり何なりして厳しく対応するんも僕は育成か思うんで、そこんところはよろしくお願いします。意見ですいません。

入札の件はこれにしまして、次に2番目、塩屋工業団地について。

質問をさせていただくのは、これ10年ぐらい前に何か連絡道をつけるというて地図に道路みたいなんを書いとんのを持っとんやけど、10年ぐらい前にこの工業団地に連絡道ができるんやと、みんな喜んでましたよ。それがいつか何か尻切れとんぼっちゅうか切れてしもうて、これを一般質問させてもらうんですけど。

今の塩屋の工業団地、これは工業用地として県から用途地域指定してもらってるんですよ。ここに大型なりローリーなりが入るんが国近川の横の東レさんの横の道路、ここしかないんで、工業団地をしてもろうとんで、もうちょっと。多分これできてもう50年近いんかなと思うんやけど、ほかの第1次産業とか商業とかはかなり行政に力入れてもろうとる思うんやけど、この工業団地になかなか力を入れてもらえん。あれだけの工業団地になったら道路もつけていただいて、そしてこの2番目に書いとる用途地域の拡張、ここらをしていただくと工業団地がもっとにぎやかになるしええと思うんやけど、今は1本しかない、あっこに進入する道路が。ここらをもうそろそろ考えていただいて、大きい道路を抜いていただいて、2番目にあるような用途地域の拡張をしていただいて、もっと工業団

地がにぎわうような、そういうような考えをお聞きしたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 大川産業建設部長。

○産業建設部長（大川康久） それでは、塩屋工業団地への進入路についてお答えします。

塩屋地区は、昭和46年12月に松山広域都市計画区域が設定された当初から、臨海部の37.5ヘクタールが市街化区域に指定され、用途については工業専用地域に決定されました。その後、多くの企業が当該地区に工場立地を進めてきましたが、平成の初め頃までは当該地区と幹線道路を結ぶ道路が未整備であったため、住民の生活道路に大型車が進入し、交通渋滞や交通事故の危険性が問題となっていました。

このため、町では、平成3年度から国近川河口の塩美橋架け替えや国近川左岸に幹線町道を整備しました。さらに、平成22年度には、当該地区と国道56号を結ぶ町道筒井徳丸線が完成し、今では物流の効率化による生産性の向上や、大規模災害発生時の緊急物資の輸送力の向上が図られています。このため、塩屋工業団地への新たな進入路建設は必要ないと考えています。

次に、塩屋地区の工業専用地域の拡張に係る県への打診についてお答えします。

塩屋地区は、既存集落と工業専用地域が近接しており、地域住民の住環境の保全が重要だと考えています。また、愛媛県の用途地域の指定の基本方針を示した都市計画決定運用方針、土地利用編においても、工業地域と住居地域の隣接は禁止されていることから、当該地区の工業専用地域の拡張について県へ打診する考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） よく分かりました。

今、大川部長が言われたんやけど、国道56号を結ぶ思い通りのことや思うんやけど、これは今上手に言うとなんやけど、この工業地域のために造ったんじゃないんですよ、あれは。全然違う。工業用地のために、あの思い通りを造ったんですか。何か今そんなような答弁やったんやけど、それは違うと思いますよ。あれは、もともとの計画は、東レさんがあるんで、東レの道が狭いんで、ほうでああいうふうな計画を立てて筒井徳丸線ということで考えていただいて。ほやけん、工業団地のために造った道路ではないでしょ。そうなんですか、違うでしょ。何かちょっと引っかけた思い通りのことを工業団地につながる道じゃのいうん、それはちょっと違うんじゃないですか。答弁お願いしますわ。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 塩屋地区に行くためには町道西1号線、塩屋の海岸通りがあるんですが、そことあと塩美橋、国近川の河口に架かっています橋があるんですが、そこを通過して筒井徳丸線のほうに行って国道56号のほうに接続しておりますんで、全く東

レだけじゃなくって塩屋工業団地の方も利用できる道と考えております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 塩屋工業団地の方もついて参りじゃないんですよ、工業団地。ちょっと悪いんやけど、工業団地もかなりこんなこと言うたら失礼なんやけど税金も大分支払われてる思うんですよ。でも、全然見直しもされん。今、部長が言われたように拡張も一切考えないんやと言われましたけど、これこんなこと言うたら悪いんやけど、南黒田工業団地、計画ありますよね。ほうで、これこんなこと言うたらもう十何年前に前の町長が御機嫌取りでやってやったみたいなことで、今もうぶっちゃけてますよ。言うたらあそこへ力入れるんなら、入れるなどは言わん、南黒田工業団地も必要。だけど、これ県が用途指定地域にしてみろうとんやけん、今隣接する言うたけど、かなり農地もあるんですよ、家と工業団地の間に。やけん、せんというならせんで構わんのやけど、別に南黒田に力を入れるんもいいんやけど、これぶっちゃけてますよ。まだまだ続けるというんやけど、それよりはこっちのほうに力を入れていただいて、僕が質問するんは道路1本残し、今の塩屋公園かな、あの前なんかも大きいん通って突き当たったら狭い道になって、あれ10年ぐらい前かな、早期退職した課長が近所におるんやけど、一応道路の線も引いてもらってこうやったらどうというんで住民の方も喜んで。ほんで、これ塩屋工業団地の人から署名活動か何かもいっとる思うんやけどね。業者を全部回って何か署名してみろうたみたいなのも僕聞いてますが。

道路も考えはない、用途地域の拡張も考えはないということなんやけど、南黒田は一生懸命やってもらいよんのに塩屋はもう一切ないんやというような考えですよ。そういうふうに取って構んですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 塩屋工業団地も、北側は少し農地があるかもしれませんが、あと東側のほうはいわゆる農地と住宅地が近接をしますので、これ以上広がる用地というのは本当に極めて少ない状況にあります。したがって、拡張も言ってみればさっき言いましたように住宅地と団地の間は緩衝地帯で空けておかないといけないということにもなってますので、あまり広げる余地はないという状況でありますので、例えば市街化調整区域を広げたとしても大した広さはないわけですから、そういうことをやるというよりももっと大きいところで団地を確保するということが必要だというふうに思っています。

それから、進入路につきましても、先ほど産業建設部長が答弁したように、今の国道から思い通りを通して町道何号線だったか、東レのすぐ北脇の国近川沿いの左岸側の道路を通して、それで海岸から入っていくというのが一番広い道路として整備されておりますので、それで十分用は足りるんだらうと考えております。

仮にもっと抜こうとするならば、住宅地内、少し住宅地の北側ぐらいに抜くことになる

んだらうと思えますけれども、それを抜いた場合にそちらを通る大型車が増えてくると、地域の中でも地域の住宅地に近いところを大型車が走るというようなことで地域の静音も害されたり、あるいは交通事故の危険性も高まったりするという弊害も生じることも考えられますので、そこまでしてまで抜く必要があるのかと考えたときには今の進入路の状況で十分じゃないかというふうに私は考えております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 住居地区の近くじゃということなんやけど、10年ぐらい前に見たときは工業団地の一番北側、一番北というても土手じゃないですよ、土手の南の工業団地の北側、あっこやったら農地がかなりあって、住居地域とは離れるような道路図面やったです、僕見たときに。ああ、これなら1軒か2軒ぐらいあったかな、それぐらいでほぼほぼ農地で、まあそれもいいですよ。

ほんで、僕思うんやけど、今県から出向で来てもろうとる方もおりますよね。何か町長が言う土地利用か何かで。ほんで、県のということで、今はおるんかどうか知らん、参与さん。県を退職した人の参与、もう辞めたんですかね。だけど、そういう方もおられたときに何か考えてもろて、県とのパイプ役でというんで参与を雇うとったでしよ、去年ぐらゐまで。やけん、そういうときに座つとるだけじゃない、何だかんだしてほしい。そこで僕ら思うたんは、こういうふうな県が指定しとんじゃけん、そこらをもうちよつと考えていただくとか、道路もそりゃ56号線から来れるけど、今度空港のほうから来るんやったら、またあっこまで伊予商運越えて橋渡ってぐるつと回らないかんので1本欲しいなということで。多分これ署名活動も何年か前に出とると思うんやけど、出てない。業者全部回って署名してもろうて出したという方がおられるんやけど、10年ぐらい前かな。おらんですか。

○議長（加藤博徳） 通告書にはありませんが、分かる範囲で。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 当時の担当者に聞いたんですが、業者の方と町のほうに陳情に来られたということは聞いておりますが、署名については確認は取れておりません。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 分かりました。

町長も言われたように、そういうふうな考えはないということですね。まだよその業者からも松前に工業を立地したいんじゃと、何か場所ないんかというんをよう聞かれるんですよ。これは南黒田は行政がかんどるもんで、不動産やというのは一切動かせん、仮になつたにしたって。でも、工業団地、あっちのほうはある程度あるんで、今農転から何から一生懸命やってやりよるんやけど、なかなかそういうふうなことで県の判こをもらわなで

きんもんで、なかなか難儀しょうんですが。まあまあそんなところで、広がるもんなら広げていただいて、県との交渉をせん言うんやけど、できるもんなら1区画でも2区画でも広げていただいて、工業立地に関してそういう努力を僕は行政にしてほしいなど。何か頭ごなしでしませんじゃというから寂しいになりましたが。まあ、これはこれでええですわ。

ほったら、3番目の質問に行かせてもらいます。

僕、前からこれを言わせてもらいよん、有料ごみ袋。

ごみ袋の値下げ、これを私ずっと前から言うんやけど、ごみ袋を最初、前の町長ですか、有料化した当時の目標値と現在の値はどういうふうになつとるのかと。2番目に、有料ごみ袋の作製費用と販売価格の収支、これをお聞きしたいのと、3番目に書いていますが、今後の有料ごみ袋代の値下げの考え。そこを3点お聞かせ願いたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、有料ごみ袋についてお答えいたします。

ごみ袋の有料化は、平成14年度に7,553トンであった家庭系可燃ごみの排出量を10年間で3,776トンに半減化する目標を立てて取り組む中、それを実現するための方策として、平成18年度に導入したものです。

現在、平成23年4月に策定した松前町一般廃棄物処理基本計画においては、令和7年度に4,157トンにすることを目標としていますが、将来的には3,776トンを目指しています。

なお、令和元年度の排出量は4,450トンで、まだ目標には達しておりません。

有料ごみ袋の作製費用と販売価格の収支は、令和元年度においては、作製費用が約1,395万6,000円、販売価格が約3,645万2,000円となっています。差引き約2,249万6,000円については、家庭系可燃ごみの収集運搬費用及び家庭系可燃ごみの焼却を委託している伊予地区ごみ処理施設管理組合の負担金の財源としています。

有料ごみ袋代については、現在1枚当たり大が40円、中が30円、小が20円です。この価格は、制度導入当初、経費の一定比率の住民負担、ごみ減量効果と住民受容性、近隣自治体とのバランスを勘案して算定したものです。

住民負担の比率は、家庭系可燃ごみ処理費用の30%としています。

有料ごみ袋代の値下げの考えはないかとの御質問ですが、制度導入した平成18年度から現在までの各年度におけるごみ処理経費に住民負担比率30%を乗じて、それぞれの年度の袋代を試算して平均したところ、ごみ袋1枚当たりの価格は、大が41.7円、中が27.4円、小が18.3円となっており、現在の価格と比べて大きな乖離がないこと、家庭系可燃ごみの減量目標がまだ達成されていないことから、現段階では値下げをする考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 値下げする考えはないということなんですけど、この目標

値についてお聞きしたいんですけど、有料化にしたときの目標値、どういうふうに設定されたんですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 先ほどもお答えいたしました、目標値につきましては、平成14年度に家庭ごみの排出量7,553トンであった可燃ごみの排出量を10年間で約半分の3,776トンにするということを目標としております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） ですから、その半減する根拠、半分にしようという根拠は何でどういうふうに決めたんかちゅうことよね。人口割で決めましたよとか。ただ単に今の半分にしましょうねということなんやろうけど、それは何の根拠もないんでね。僕がほかのどこを見ると、1人当たり何トンにしましょうという目標を持って人口割で10万人おったらほんならこれぐらいのごみですってということで積算していく思うんやけど、何の根拠もなしにただ半分ということで決めたということなんやけど、そこらは行政としていかなもんか。ですから、僕はその目標値を聞きよんです、どういうふうにして決めたんかと。ということは、何の根拠もなしにただの半分、これ目標値の設定があまりにもずさん過ぎるし、無理難題。

（「議長」の声あり）

いやいや、僕が話しよんですわ。

今、松前町3万何人おられるんやけど、そこらに対して何の根拠もないのに半分にせえということで、ほたら半分になるまでごみ袋は有料やと、これを押しつけて、そうでしょ。そんな、あんた無謀な目標を立てて、そうでしょ。何かそういう設定があつてこそ皆さんこれで頑張らましょねというなんやけど、無謀な目標、自分の勝手な目標をやって、ほたら年収30万円の人に1億円貯金せえというようなもんよ。できんかったら罰金じゃみたいな。ちょっとおかしいことないですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 目標値の立て方というのはいろいろあると思うので、私は半分にしましょうというのはかなり実現不可能、可能性が低い目標であったとしても目標として立てるのには半分というのはあつていいと思つてます。

先ほど課長が答弁しましたように、平成14年度に半分にしましょうという目標を立ててそれに取り組んでいこうとしたようです。その途中で多分余り成果が上がらなかつたんでしょ、何とか目標を達成するための方策として有料化というのを取り入れたというふうな報告を受けました。そういう平成14年度の半分にするという目標があるんですけども、さっき言ったようにいわゆる行政として作る一般廃棄物処理基本計画というものの中で

は、おっしゃるようにきちんと根拠を押さえながら計算して行って、実現可能性のある目標として令和7年度に4,157トンという目標をまた別途持つとるわけだ。それは行政の計画としての目標。でも、大きな目標として、将来目標として半分というのを見据えているというのはあっていいんじゃないかと思っております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 今町長が言われた、あってもええですよ。あってもええけど、やっぱり人口の大小もあると思うんですよ。ほたら、僕はやっぱりよその自治体みたいに人口、1人当たり年間何ぼにしましょと、そのような根拠がないとただ漠然と半分。ほな、半分にならんけんってずっとごみ袋のお金を取り続けて、今課長が答弁してもろうたように2,000万円がしの利益が出とるわけですよ。その利益を収集運搬のほうに回すとか、僕はそこも気に入らんとこがあつて、企業会計なら分かりますよ。ごみ袋で収集代を払うんやと、ごみのお金でごみを精算しましょ。水道代と一緒にですよ。水道何ぼ飲んだけん水道代をお支払いして水道事業会計をやりましょと。それならええけど、これごみは企業会計じゃないんで、行政の基本として利益を上げたらいかんということなんやけど、何かそこらで利益上げて何でそういうふうな業者にお回しするんか。

ほやけん、僕が思うんは、利益が上がとるけんこそ、減量も大分されとる。僕は、この半分というんは大方無理な設定かなということ、もう一遍これをもう一度考えてもろうて、その設定基準の根拠も考えてもろうて、これ15年ぐらいたつんか、もう14年たつんか。またそこで15年前に漠然と半分にしましょというんをまだまだ押しつけて、そこらが僕はなかなか納得いかん。もうちょっと1人のごみがこれぐらいになってほしいと、ほつたら3万何千人おるんで、それへ掛けたらこれぐらいの量になりますね、皆さん頑張つてここまで行きましょというんなら分かりますよ。ただ漠然に半分じゃのという自体がふざけとるし、僕はもう一遍これを見直しして、もっと勉強してもろうて、1人のごみがどれぐらい出るんか、ほかの自治体も皆やってますよ。やけん、それぐらいのところを見据えてもうちょっと考え直してもらわんと、ただ漠然と目標を立ててお金取つて、ああ、まだですね、まだですね。町民何ぼ努力すりゃええの。たかが40円やけど、1袋は40円、大も。けど、かなり家計にも来ますよ。やけん、そういうところをもう一遍考えてもろうて、根拠も示してもろうて、ごみの減量化こうしましょ、よその自治体なんかも比べてもろうてやらんと、ただ単に半分じゃのという自体が、もうちょっと計画も立て直してもろうて、ごみ袋の費用も捻出してもろうて。

というんが、今スーパーへ行つても有料化になってますよね、買物袋。2円とか3円ですよ、あれが。松前町のごみ袋、あまりにも高過ぎる、あれと比べたら。そういうふうなところで対比があるけんこそ、今よくまだ金額も目につく。スーパーの同じような多分あれや思うんやけど、あんなん2円か3円ですよ。あれのちょっと大きい版で40円。やけん、

課長、もうちょっと勉強していただいて、よその自治体も見てもらって、根拠もこういうふうな根拠やと、目標値はこういうふうにしますよということで、14年前のをずっとそれやっただって人口が減るしかないんや。人口が減ったらごみも減りますよ。そうでしょ。14年前と人口も一緒ぐらいかどうか知らんけど、何かそこらも1人当たりどれぐらいにしましょという設定もしてもらわんと、ただ大分出よるけん半分にせえじゃというのは僕は納得いきません。

答弁は要りませんよ。

(町長岡本 靖「いや、言わせてください」の声あり)

どうぞ。

○議長(加藤博徳) 岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 収入収入とか利益利益というふうにおっしゃってますけど、このごみ袋代という名前は使っておりますが、この趣旨は手数料なんです。ごみを処理する手数料を町民の皆さんから頂いている。その手数料の負担率を処理量の30%とみなして手数料として頂くのをごみ袋を買っていただく形で手数料を頂いているというのがこの制度なんです。仕組みなんです。ですから、コンビニで2円が40円が高過ぎるといのは全くとんちんかんなお考えなんです。手数料が処理量の30%という考え方で設定している。

ですから、今の処理量に比べて30%を取る是非というのはありますけども、最初に作ったときに30%で設定して、それをずっと引っ張ってきてるわけですが、今その30%が実はもっとたくさん頂いていることになってるんならば見直す必要があるだろうということで、このやってる期間内の平均値を計算させたんです。そうすると、あまり開いていない。30%よりちょっと低いぐらいのところに来ている。その中で何のために手数料を頂いているかという、手数料を負担していただくことでごみの処理をするのに相当なお金がかかっているんだということを意識していただいて、その意識の上でごみを減らすことに努力をしていただくと、こういう仕組みをするためにこういう制度を作っとるわけですね。

そんな中で、まだ30%とほとんど同様の額にとどまっているということと、先ほど申し上げましたように令和元年度の排出量は4,450トンで、その先ほど言った一般廃棄物基本計画での目標は令和7年度4,157トンで、きちっと計算した目標値もまだ満たしていない。そんな中で、やはりこの30%の手数料を頂くという制度は存続するのが正しい道ではないかというふうに考えています。

○議長(加藤博徳) 村井慶太郎議員。

○11番(村井慶太郎議員) じゃあ、お聞きしますが、その30%の設定というんは何を根拠に30%の設定にされたんですか。

○議長(加藤博徳) 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） それは私は分かりません。その当時の政策として30%を設定されたんだと思います。だから、30%の是非についての問いをされるのであれば、またその30%がいいかどうかというのを検討せえという御意見であれば、他市町のことを考えながら検討してもいいんですけども、ずっと平成18年度から30%を皆さんにお願いをしてるわけですから、ここで変える大きな理由もあまりないので、松前町としては30%の手数料の負担をいただくということでやってきたから、まだ目標を達成していない以上、そのままの制度で行こうというのが今の私の考えです。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 町長の考えはそうやろうけど、僕が思うんは10年間でやりましょうという最初の計画よね。今14年たったんかな。その目標設定、これもきちっとなっとる言うけど、目標設定大ざっぱですよ。ただ、今出よるごみの半分ということで、そんなんでも根拠も何もない目標値。手数料か何かの30%というんもどこでどう決めて誰が決めたんか僕も分からんのですよ。やけん、そういうとこを今後見直して、要るんなら要るでしようがない。やけど、もうちょっと根拠も出すし、手数料の30%いやあ30%の根拠、ほかほかの自治体を見習うたらこういうふうになってますよ、同じにするんですよみたいなことも説明してもらわんと、何か分からん30%、何か分からん半分、これじゃなかなか納得はできんのじゃないですか。取りあえず半分。そう決めたんは多分取りあえず半分ぐらいということで決めたんやろうけどね。

ごみ袋の収支、これも最初なんかは設定があって、多分どれぐらい売れるやどうやら分からんということで、これはやり出してから分かったような、ほうで30%というて僕は。最初から30%というて決めたんじゃない。やりもって利益が出たけん、これ3割にせえやというぐらいのことかなと。

やけん、そういうようなことをきちっとやってもらわんと、何となくの半分、何となくの30%じゃなかなか納得いかなので見直してくれと、もうちょっと勉強してほしいということなんやけどね。何か悪いですか、僕。

○議長（加藤博徳） 通告書にはそういったことは書かれてないんですが、関連でありますので。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 何回も申し上げておりますが、継続性ということも必要ですので、前町長の時代に作った制度、大きな変化もない中で変えるというのもどうかと思いますので、そのまま続けていくのが私はその方向を選択いたします。変える気はありません。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 別に町長、そのままでええんよ。変えんのやったら変えんで構わんのですよ。でも、その根拠を言うてくれと、説明をするのに漠然とした数値じゃ

いかんのやと、説明するように勉強して考えてくれって僕言よんやけど、おかしいですか。やけん、町長がそれで行くんならそれで構んのよ。構んのやけど、僕らとしては目標数値も漠然としとるし、その30%、何で30%って決めたかどうか分からん、そこらの説明をしてほしいんやけどね。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 30%を決めた根拠というのは、その当時私町長じゃなかったのも何とも答えようがないんですけども、恐らく他市町でもごみの有料化の制度を入れてたところがありますので、そういう他市町の負担率なんかも勘案して30%という町民の負担率というのを算定したものだと思います。その資料は、私は今承知しておりませんが。だけでも、それでずっと来てるわけですから、それできちっとその30%の負担率をいただくということで袋代を設定してますから、それはそういうことですので、それがごみが減ることによってごみの処理費用がどんどん下がって行ってそれが30%を超える負担になっておるような状況が招来した場合には、大きく超えるようなことになれば30%ということを決めておる以上、その額を見直すということは当然やっていかないといけないと思っておりますが、先ほど答弁したとおり今はそんなに大きな乖離がないので、改定するところまでは来ていないだろうと。

先ほど半分がおかしいおかしいとおっしゃいますけど、それは言ってみたら精神的な目標として半分というのを打ち出したわけですから、計算上その半分を使ってるわけでも何でもないわけですから、今申し上げましたようにごみ袋代の計算は処理費用の半分を負担していただくために1リットル当たりのごみ処理料を出して、それで45リットルはそれに対して45倍をして出すと、こういう形で計算しておるということでありますので御理解をいただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 何遍も堂々巡りのようなんですけど、それは別に構わんのよ。それで構わんのやけど、もうちょっと説明をしてくれと、説明責任があるやろということで、どうしてそういうふうな数値になったんかということ課長に勉強して説明してくれというて言いよんで、何も変えとかそなんん言いよんじゃないんで、それならそれで構んのよ。何も変えんというたら変えんで構んのよ。構んのやけども、どうしてこういうふうな数値になるんかというその数値の説明をしてほしいんで、勉強して説明してくれんかというんがおかしいですか、僕。

（町長岡本 靖「今説明しよるんです」の声あり）

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） いやいや、ちょっと待って。

それと、町長はそうやって言われるんやけど、精神論、そういうふうな根性をもって半

分にせえ、精神論で半分を決めたというんも納得いかんけん、そういうふうな根拠をもつと示してほしいんよね。精神的に半分で頑張るんじゃというんを、精神論、ちょっと僕今はどんなかなと思います。精神論で半分を決めたんですか。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員、もう少し通告書の中にそれを書いていただくと準備もできたんだらうと思うんですが、通告書にありませんので理事者のほうは今準備できてないと思うんで。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） いやいや、通告書も値下げの考え。別にそんなにぎゃあぎゃあ言うことほやけん。目標値と現在値はこんなことを書いとんやけど、もう今議長とそんなこと言うたっていかんで、答弁が出たけんそれを聞きよんで、答えれんかったら別に答えんでもええん。やけん、ここに書いとると思うんやけどね。ほんで、町長が言われたようにごみ袋の値下げは考えてないですよ、それでええやないですか。もう無駄な時間を議長とこれ話す必要もないんやけど、書いてないけんって僕はそんなことを言うてないです。ほやけん、もうちょっと勉強していただいて、今までの経緯、有料化した当時の目標設定、そういうふうな根拠を示してくれというん何かおかしい。

時間もったいない、あと9分しかないんで。

○議長（加藤博徳） それでは、今準備してないようなので、後で根拠と対策、30%の根拠、どうしてということとそれに対する削減していく対策についてどういうふうにしていくのかというのを出示していただきますか。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） いやいや、今言えというんじゃないんよ。ほやけん、もうちょっと1回見直ししてもらうて、こういうふうな根拠でこうしましたよというんを勉強してもらうて報告してほしいって言いよんで、今言えというんじゃないんですよ。

○議長（加藤博徳） 後で報告したんでよろしいと、こういうことでしょうか。後で。

○11番（村井慶太郎議員） いや、僕だけやない。これは町民にしてもらわないかんけん、やっぱし何らかの形でそういうふうな広報なり何なりでそういうふうを設定しました、設定の精神論で目標設定するんやないでしょ。やっぱ何か根拠があって設定するんで、まあこれ時間がないからあれやけど。

ほったら、最後に、今回今いろいろ町長と議長が回りよんかな。1人だけかな、敬老の。敬老の日のイベント、これについて時間もないんで。

今まで文化センターでイベントをやりよりましたよね。ここのことで、このイベントの参加人数の推移、これとこの2番目はもう聞かんで構わんです。会場の借り上げ、これは松前町が借り上げて経費を払うとんかどうかつちゅうんと、来てもらえる来客数と費用対効果、何人来てどれぐらいお支払いするんか。それと、また今新型コロナ、ここで密を避

けましょうということで芸能人なんかもそういうふうなイベントなんかがなくなっていきよんやけど、これからの考え、密は駄目ですよということでまたこれからもずっと同じような芸能人を呼んで敬老の方を呼んでやるのかどうか、そこをお聞かせくださいや。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、敬老の日のイベントについてお答えをいたします。

松前町では、例年9月の老人月間に65歳以上の高齢者の方を対象にした敬老イベント、おたのしみバラエティショーを実施しています。この事業は、平成17年3月に松前町が単独でのまちづくりを進めていくことになった際、行政改革の一環として敬老年金の支給や老人入浴サービスを廃止し、これらの事業に代わるものとして実施を始めたものでございます。

敬老イベントのここ数年の参加人数につきましては、平成27年度は500人、平成28年度は550人、平成29年度は350人、平成30年度は372人、令和元年度は383人となっています。令和2年度はコロナ感染拡大防止対策を取り、全席指定席で250人の参加を予定をしております。

次に、会場の借り上げ等の経費については、松前町教育施設使用料条例施行規則第4条により、公用での使用のため免除となり費用はかかっておりません。

この敬老イベントは、今年度は9月19日に開催を予定していますが、イベントでの新型コロナウイルスに対する感染防止対策として、参加者全員のマスクの着用、手指消毒、体温測定、座席指定によるソーシャルディスタンスの確保、また担当者についてはフェースガードの着用、そして館内の換気等、実施者としてできる限りの対策を行うこととしております。

費用対効果につきまして、このイベントの入場者数だけを見ると例年入場者が500人にも満たず、65歳以上の一部の高齢者向けの事業のように映るかもしれませんが、少ない財源の有効活用として、元気な高齢者を対象に行っている介護予防も含めた高齢者施策の中から自分が好む事業を選び、参加いただく事業の一つとして実施をしております。開催後のアンケート結果でも、参加者が一時でも楽しい時間を過ごされ、9割以上の方から満足いただいております、意義のある事業であると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） すばらしい趣旨でやってもらいよんですけど、僕はこれと言うんは、昔からいうとお弁当がなくなったり、金一封がなくなったり、入浴券もくれよったそんなないなったということで、今部長もおっしゃられたように一部の人の事業じ

やないんかと。言うたら健康な人か足がある人、娘がおったり孫がおったりで会場まで連れていってくれる人。ほな、乳母車で家が遠い人、歩くのが難儀な人はもう来れん。来れる人限定の一部の事業じゃ僕も思うんで、高齢化率もだんだん上がってくるんやろうけど、もうちょっと敬老の日、来れる人だけ来てくださいじゃなくって、来れん人も何かプレゼントをどうするんかどうかは知らんですよ。だけえ、何か敬老の日に満遍なくみんなにしていきたい。一部だけで、あの人ら娘が車持っとるけん乗せてくれるのに私は誰も乗せてくれんみたいな、そういうふうなあれもあるんで、ちょっとお聞きしたかったん。

それと、この費用対効果です。今年は250人限定で去年は380人、年々減ってきておるんですが、これ費用対効果ということで1人に対してどれぐらいの費用が要るもんなんですか。だんだん減ってきて350、370、380ということで400人程度よね。大体1人に対してどれぐらいの費用が要るもんかお聞きしたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それではまず、足がない方等のお話で、皆さんが来れてない事業になっとんじゃないかということなんです、これにつきましては送迎等のバスも使って送迎対策も取っております。今年につきましては指定席になりますので、それでもう全て埋まっておりますので、そういう手配をしておりますが、そういう形で来ていただく方については町内巡回のバス等を使って来ていただくようにはしております。

もう一件ですが、費用につきましては1人当たり3,000円程度ということでかかっております。

なお、町内、今65歳以上の方は約9,500人おいでます。松前町には9,500人を一遍に入れるような施設が今ありませんので、こういう形を取らせていただいて、先ほども答弁の中でありましたが、皆さんにそれぞれ高齢者施策の中からお好みの事業を選択していただいて来ていただくという形を今現在取らせていただいております。そういうことで御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 分かりました。

じゃあ、批判するわけじゃないんやけど、9,500分の250人がええ目をするということよね。ほったら、あと残りの9,250人どうなんぞという話で、全部には確かに手が回らん。それで、この9,000人からの人を集めるようなそんなんは言うてないんですよ。何か気持ちでええんで、ちょっと何か心づけやないけど、みんなに満遍なくええようなことがないんかなと思って今回これ質問させてもろうたんだけど、時間がないんで、これまた250人ということで多分2席ぐらい空くんかな、横が。松前も結構注目の的になってなかなか出

とんで、コロナなんかよ。松前町も結構出とんで、またいつ出るやら分からんので、こういうふうな対策をしっかりとでもらうて陽性者が出んように頑張っていたらいいなと思います。

時間がないんで、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略について大きく2点質問させていただきます。

まず、策定について4点質問させていただきます。

1つ目です。

改訂前の総合戦略について、平成27年度から平成29年度の間報告の概要がホームページで公開されておりました。概要のためか、全ての重要業績評価指標の評価はありませんでした。

総合戦略の7、推進・検証体制、2、効果の検証と改善には、まち・ひと・しごと創生を実現するためにはPDCAサイクルを確立することが必要です。総合戦略に位置づけた施策、事業については、数値目標として掲げた成果目標や施策目標の達成状況に基づく効果等の評価、検証を行うとともに、社会経済情勢や国、県の動向等も踏まえつつ、必要に応じて改善や追加、変更等の見直しを行いますと書かれています。

PDCAサイクルを確立しているはずですので、改訂前の総合戦略の評価から必要に応じて改善や追加、変更等の見直しをし、この改訂版になったということでしょう。PDCAサイクルが確立しているかどうか、それらを判断する場合には、やはり最終報告が出ないといけないと思います。最終報告は出されるのでしょうか。その際、全ての重要業績評価指標の評価はあるのでしょうか。

2つ目です。

市町によっては、総合戦略を策定する際、パブリックコメント制度を用いて住民の意見を求めていました。本町では、総合計画策定に際してこの制度を利用していましたが、この総合戦略ではこの制度を利用していなかったように思われます。その理由をお聞かせください。

3つ目です。

総合戦略の位置づけは、計画書の中に一般的なことが書かれています。一方、総合計画は、松前町総合計画条例第3条に町の最上位計画と位置づけられています。では、この総合戦略は総合計画と比較して町の中でどのような位置づけをされているのでしょうか、お聞かせください。

4つ目です。

総合計画との関係は、計画書の中に、松前町総合戦略では第5次松前町総合計画の中から、特にまち・ひと・しごと創生に関連する施策について重点的に取り組まないと書かれています。この重点的にとはどういう意味でしょうか。総合計画と並行して取り組むというのであれば分かるのですが、ある施策は総合計画として、この施策は総合戦略として取り組むということでしょうか、お聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

（町長岡本 靖「件名がもういっちょある」の声あり）

ああ、もういっちょ言ってください、2も。

○4番（曾我部秀司議員） それでは、次は基本目標1、子育て世代に住む場所として選ばれる松前町づくり、成果目標の出生数について3点質問させていただきます。

1つ目です。

目標を設定し、その目標を達成するための施策を考える場合、過去の分析、特に大きな変化があった場合の分析も必要だと考えます。最初に断っておきますが、これから述べる出生数に関してはホームページで公開されている人口調べより、各年度末、3月31日現在のゼロ歳児の数値を参考にしております。

平成25年度までの出生数は230人前後で、平成26年度は193人でした。約40人減少しております。私が調べて、ここまで大きな変化、減少があったのはこのときだけでした。ちなみに、平成26年度以降は200人前後で推移しています。人口のことですから、多少の変化はあって当然でしょうが、ここまで減少するということが何らかの原因があったのではないのでしょうか。その原因を当時分析し、その分析結果が残っているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目です。

平成29年度の出生数は211人ですが、平成26年度から平成30年度は200人前後であり、令和元年度は180人です。令和6年度の出生数を20人ほど増加と目標にしていますが、この目標値達成のためにどのような取組をするのでしょうか。具体的な施策と重要業績評価指標を見ても私は少し分かりませんでした。出生数増加につながる具体的な施策と重要業績評価指標をお聞かせください。

3つ目です。

前回の重要業績評価指標には保育士の充足率がありました。基準値は平成26年度88.2%で、令和元年度100%を目標にしていました。ただ、今回の改訂版にはこの保育士の充足率はありません。普通、目標が達成された場合に別の目標にするはずですが、令和元年度に100%の目標を達成されたのでしょうか、充足率の結果はどうなったのでしょうか、お聞かせください。

今後、保育を要する子どもを増やすと目標設定されていますが、保育士の充足率は重要業績評価指標として取り上げなくても保育所入所者数増に問題なく対応できるのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仙波総務課長。

○総務課長（仙波晴樹） 松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終報告における重要業績評価指標の評価について申し上げます。

松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成26年12月のまち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、平成28年2月に策定したものです。中間報告においては、全ての事業の評価を行い、重要業績評価指標のうち、特に重要なものの評価を公表しております。今年度作成を予定している最終報告においては、重要業績評価指標の評価の全てを公表する予定としております。

パブリックコメントについては、策定時の平成27年12月11日から平成28年1月12日までの期間で実施しております。なお、意見の提出はありませんでした。

総合計画との位置づけについては、総合計画が町の最上位計画であるため、まち・ひと・しごと総合戦略は総合計画の下位計画となります。

総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略の関係については、まち・ひと・しごと総合戦略は、総合計画に定める基本目標に基づき、人口減少の問題に特化して少子化対策や産業振興など、まち・ひと・しごと地方創生に関連する施策を定めた計画となります。

続いて、出生数に関する成果目標についてお答えします。

平成27年度の策定時に設定した出生数に関する成果目標は、総合戦略と同時に策定した松前町人口ビジョンの策定に当たり実施した人口推計に基づき設定しています。平成26年度の40人減少した原因分析は行っていません。

出生数の目標達成に向けて、具体的な事業としては、放課後児童クラブの整備、出会いの場の創出、医療費の無料化、子どもの遊び場づくりなど30の事業を実施しています。

保育士の充足率については、児童数に応じて必要とされる保育士数に対する常勤の保育士数の割合を充足率として算定していましたが、令和2年度以降の計画を策定するに当た

り見直しを実施した結果、この指標については子どもの年齢や人数などの各条件により変化があり、複数年度を通じて同一条件で算定できないこと、また常勤職員の不足分はパートタイムの会計年度任用職員の雇用で対応し、人数的には充足しているなど、目標設定としては適当ではないことが判明したため、令和2年度からの新規計画では廃止しております。

なお、廃止した指標の平成30年度の値は75%となっています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは最初に、1つ目の策定についてなんですけれども、以前からも私聞いていたんですけれども、この総合戦略は人口減少抑制に特化した計画であるっていうふうに何度も聞いておったんですけれども、まち・ひと・しごと創生法の第1章、目的を読みますと、確かに総合戦略の中にも書かれておったんですが、第1条、この法律は、我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活云々なんですけれども、これを読みますと目的というのは、私は人口減少抑制と簡単に言うとまちづくり、この2つがあるんじゃないかと。その目標、目的を達成するために、まち・ひと・しごとそれぞれ3つの点において施策を考えていき、好循環を生んでいくようにしていきましょと。それで、人口減少抑制とまちづくりを進めていくんですよと私は取っております。でも、先ほどの答弁とか以前の話を聞いてみますと、これは私の取り方なんですけれども、総合計画はまちづくりのために、総合戦略は人口減少抑制のためのそれぞれの計画書であると私は判断しておりますんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 御指摘のとおり、まち・ひと・しごとの創生総合戦略につきましては人口減、2060年度を見据えますと自然に放っておきますと1万9,000人ぐらい、それから5,000人はキープしようということで2万5,000人を目指した人口ビジョンを基に、人口減少の歯止めをするということで打ち立てたもの、これが特化したものにはなるんですけれども、当然総合計画については町のまちづくり、それから松前町の発展、将来像を見据えた計画となっておりますので、それぞれが計画を作ったというわけではなく、それも含めて総合で計画を作っておると。創生総合戦略についても、総合計画も踏まえた計画にもなっておるといふふうにはなると思っております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そのあたりのそれぞれの計画の目的は一体何なのかというの

をはっきりして取り組んでいただきたいのと、第4次総合計画の評価なんですけれども、報告書にありましたが、全体で見ると68.3点であったと。ただ、私が見る限り、この評価でいいのだろうかという項目、それぞれの施策についてですけれどもありましたから、それよりも下がるのかなというような気がしております。

施策の評価達成度をA100点、B75点とかしておりますと、この全体的な評価はC判定になるのではないかと、75点行ってませんので。やはり、全体でもB判定を目指してやっていただきたい。これはできませんでした、あれはできませんではなく、町長が唱える5つのまちづくり、それから人口減少抑制、それに関してしっかりと目標として掲げたものを達成できるよう努めていただきたいなと思います。

それから、パブリックコメントについては私、確認不足で申し訳ありませんでした。

それともう一件、出生数のところで言いましたが、やはり大きな変化があった場合にはなぜなんだろうという形で分析をしていただきたい。それが生きるかどうか分かりませんが、ああ、このときにこういう原因で、例えば今回で言うと出生数が減少しているのだから、今度目標を立てるときにはこういったところに取り組みなければいけない。これは予算とかそういったところでも関係すると思いますので、その点しっかりやっていただきたいなと思います。

それから、保育士の充足率なんですけれども、常勤と関わらずパートタイムとかそういったところも含めて、確かに子どもたちの年齢とかによって基準が違いますので難しいと思うんですけれども、パートタイムも含めて松前町としてはこれだけ今は受け入れることができるんだということで、そういった意思表示はするのは必要じゃないかと思いますので、また次のときには考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最後に、待機児童問題について3点質問させていただきます。

1つ目です。

昨年9月に、私が一般質問で年度途中で発生している待機児童の原因について聞きました。その答弁は、ゼロ歳から2歳までは受入れ人数を超えた申込みになったこと、3歳から5歳までは保育士不足が原因となっていますでした。今年3月、他の議員が4月1日における待機児童の見込みを質問し、その答弁が、令和2年4月1日における待機児童数の見込みは現在の時点で3歳未満児が8人、3歳児以上が1人、合計9人です。9人が待機児童となる原因は、2歳児は施設の受入可能人数を超えた申込みになったこと、ゼロ歳児、1歳児と3歳児以上は保育士が不足することによるものということでした。1年間でほとんど何も変わっていないと思います。

施設の受入可能人数を超えた申込みになったこととは、設備の基準から現状では受け入れられない、すなわち施設、保育士等の不足のことですね。結局、施設、保育士不足をそ

のまま放置していると思われても仕方ないように思うのですが。

今年7月8日付け愛媛新聞に待機児童に関する記事があり、松前町の待機児童数6人、30人減、松前町は認定こども園の完成で大幅に減少したとありました。では、この1年間、待機児童解消のために町として何に取り組んだのでしょうか。そして、その結果と課題はどういったものなのでしょうか、お聞かせください。

2つ目です。

今年7月8日付け愛媛新聞、待機児童に関する記事の中に、県の待機児童対策として、保育士の資格を持ちながら保育関連の職場に就業していない潜在保育士の就職支援など、保育人材の確保に向けた取組を推進するとありました。他市町では、自治体独自の保育士確保の施策を行っているところもあります。例えば、保育士資格保有者に月4から7万円の手当支給、この額は勤続年数で変動。宿舍借り上げ費用の補助、保育士資格を取得するために要した受講料等の補助、保育士養成施設の学生を対象とした見学会の開催、町内での勤務希望の保育士養成施設、卒業予定者に対するの貸付け、これは5年間勤務で返済免除。町内の保育施設での従事が決定した潜在保育士に対して就職準備金の交付、これは2年間の勤務で返済の免除など、待機児童解消に向け、保育士確保に積極的に取り組んでいるところもあります。

松前町でも保育士募集は行っていますが、町独自の積極的な保育士確保に努めることは考えていないのでしょうか、お聞かせください。

3つ目です。

目標達成のために、その手だて等を計画することは当然だと思いますが、目標達成後に起こり得る問題を想定し、その問題に対応できるようあらかじめ考えておくこともとても大切なことだと思います。

総合戦略の出生数に関する重要業績評価指標の中に保育所入所者数があり、令和6年度に654人としています。平成30年度より90人増です。仮にこの90人全員を4、5歳児とすれば、4、5歳児おおむね30人に1人の保育士配置ですので、保育士は最低でも3名増やさなければいけません。これはあくまでも最低であり、子どもの年齢や職員のシフト等から考えるともっと職員を増やさなければなりません。当然、施設、保育士等の不足も考えられます。これらに対応できるよう対策を考えているのでしょうか、お聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） それでは、待機児童についてお答えをいたします。

松前町では、待機児童の解消のため、以前から保育施設及び保育士不足の解消に取り組んでおります。

まず、保育施設不足の解消のための取組につきまして、昨年度においては、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和2年度から令和6年度までに必要な保育施設を計画的に整備することとしました。今年度においては、施設整備の助成を行った青葉幼稚園が認定こども園として開園したことにより、保育定員が拡大され、待機児童数の減少につながりました。

次に、保育士不足の解消のための取組につきましては、昨年度は以前から取り組んでいる保育士資格を持つ潜在保育士に対する個別勧誘と、愛媛県が主催する愛媛県保育関係者交流セミナーへのブース出展を引き続き行いました。セミナーのブースでは、学生や保育士資格を持つ潜在保育士らに対し、町立保育所の概要や業務内容を説明して職員採用試験の応募を呼びかける取組を行いました。セミナーに参加した者の中には、現に松前町の職員になった保育士もおりますので、有効な取組と考えております。さらには、将来を見据え、保育所での体験を通して、将来の職業に保育士を選択するきっかけになることを期待して、町内保育所において、中学校の職場体験学習、伊予高校生の保育所ボランティア活動を積極的に受け入れました。

今年度は、臨時職員から会計年度任用職員への切替えを契機に、会計年度任用職員については給料月額や期末手当の引上げ、年次有給休暇の繰越し、結婚休暇等の有給休暇制度の拡充、昇給制度や退職手当の創設など勤務条件の大幅な改善を行いました。ただ、これらの取組を行ったにもかかわらず、保育士不足による待機児童が皆減されていないことが課題となっております。今後も各種の保育士募集の取組を継続していくとともに、働き方改革による魅力ある職場づくりにも努めてまいります。

総合戦略に掲げた重要業績評価指標においては、令和6年度の保育所入所者数を654人としていましたが、第2期子ども・子育て支援事業計画では子どもの人口を推計し、年齢区分ごとの必要な保育量を見込み精査した結果、令和6年度の保育受入可能人数を701人としています。

また、この子ども・子育て支援事業計画では、保育受入可能人数701人を実現するため、公募による民間事業者の小規模保育業所の参入の促進、公立保育所の建て替え及び公立幼稚園の認定こども園への移行による定員拡大を図ることとしているほか、令和3年度中に工事が予定されている私立保育所の移転建て替えによる保育定員の拡大を見込んでいます。

今後は、この子ども・子育て支援事業計画に従って対策を進めていくとともに、施設が確保されるまでは職員配置等の基準の範囲内で定員以上の子どもを受け入れる定員弾力化の実施により対応する考えでございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

認定こども園の移行とか民間の誘致とか、そういったことをできたら総合戦略の中に取り組としてあれば私もこういうふう質問しなくて済みます。これからこうしていくことをしっかり今のを明記していただきたいと思いますが、701人となると、民間を誘致したり認定こども園へ移行したり保育施設の拡充をしたりとかということなんです、それだけでは保育士がかなりの数要ると思うんです。ですから、先ほど幾つか交流セミナーに参加したりとか、それから魅力ある職場づくりとか、職場の条件を改善していったりとあるんですが、それ以前に保育士確保というのがすごく問題になっているんですが、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） 先ほども答弁の中で、対策につきましては御答弁をさせていただきました。御提案のありましたような手当等になりますと、なかなか厳しい財源の中では本町においてはこれは難しいんでなかろうかと考えております。そのあたりを御理解いただきまして、今現状としましては先ほどの答弁でお答えしたとおりな対応を取っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 限られた財源の中で保育士にだけそういった手当ってというのは難しいと思うんですけれども、潜在保育士の原因とすれば、責任が重い、それから労働条件が悪い、例えばなかなか休みが取れにくいですね。その割には給料が低い、こういう問題があって潜在保育士というのが全国で5割もいるんじゃないと言われておりますが、そういったところはやはり問題になっているんじゃないかなと思います。幾ら職場の勤務条件を改善しても、余裕ある保育士、保育士といっても資格者だけでなくパートも含めそういった数を確保しないといけないと思うんですが、現状のままで増えるでしょうか。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） 今現在、待機児童のほうの対応としましては、一応保育士不足ということで、答弁にもお答えしましたが、弾力化を持って保育士さんを募集して受入れ体制を取っとるような状態でございます。これについては、こちらのほうも先ほどの答弁もしましたとおり対策は取っておるんですが、これは受け手のほうの考え方もございますので、そのあたりはまたいろいろと検証しながら、費用のかからないような形で保育士不足の解消に取り組んでいけたらなと考えております。そのあたりをまた検討させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは最後に、私の意見を述べさせていただきます。

総合戦略、基本目標1に子育て世代に住む場所として選ばれる松前町づくりの基本的な方向には、子どもの幸せが尊重され、将来子どもを持つ世代が安心して子どもを産み育てられるよう切れ目のない支援を実施し、将来にわたって安定した人口を維持していくと書かれています。

子育て包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援の充実だけでなく、総合戦略の中で成果目標に出生数増、子育て世代の経済的支援の充実に保育所入所者数増としているならば、子どもを安心して預けられる保育の充実も図っていただきたいと思います。

この待機児童問題がなければ、子育て世代が松前町に住む場所として選ぶことは十分考えられます。また、現在松前町在住の子育て世代も安心して子どもを産み育てることができるのではないのでしょうか。

自治体の保育園運営費は、子ども1人当たり月額15万円、ゼロ歳児においては月額40万円ほどかかるとも言われていますので、限られた財源の中でなかなか難しいことは分かっております。ただ、総合計画の中の総合戦略との関係に次のように書かれています。総合計画の基本施策のうち、緊急性のある施策を基本目標と位置づけ、重点的に取り組みます。待機児童問題解消のため、できるだけ早期に保育の充実を図っていただきたいと思います。

そして、町長が提言している5つのまちづくりを進めていただき、松前町で生まれ育った子どもたちが大学進学等により町外で生活していても、やはり松前町に住みたい、実際に松前町に帰って住むような生きる喜びあふれるまちまさきにしていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

質問席を整備いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。

早速ですが、私の一般質問とさせていただきます。

まず初めに、行政のオンライン化促進に向けてということで、LINEを活用した住民

向けサービスの提供についてお尋ねしたいと思います。

国の第2次補正額も決まり、松前町に対する地方創生臨時交付金の枠も出たところで具体的施策事業も提案され、新しい生活スタイルの構築として行政デジタル化の画期的な推進を期待しているところであります。ただ、今回の事業としては、オンライン会議のシステムなど行政内部のシステム化に特化されているようなので、今後はコロナ禍で従来の生活様式が適用しにくくなる中、行政サービスのオンライン化がより求められるのではないかと考えられます。コロナ禍のほうも、今松前町は一応感染者も出ておりませんが、一定の終息という形になりつつあるのかなと思いつつ、秋冬に向けてまたインフルエンザなどもありますので、そういった関係で再燃する可能性もあります。

そういった中で、行政サービスのオンライン化というものがより求められてくるのではないかと考えられます。特に、行政手続の申請や決済にLINE公式アカウントを利用してサービスの充実に努めている自治体も出始めていまして、実際に粗大ごみの収集の申込みなどに役立っている事例もあります。松前町は、はがきによる申込みという状況ですが。また、ウェブサイトやメール、電話以外にLINEを使って情報発信や問合せに活用している事例も増えております。さらに、LINEアカウントに友達登録したユーザーにプッシュ通知で情報の配信をすることができ、欲しい情報や属性をあらかじめ設定してもらうことで、ユーザーが必要な情報のみを選択的に受信できるセグメント配信が可能になるのは非常に期待が膨らみます。現に、熊本市などでは校区ごとの細やかなエリア設定をしており、災害発生時の連絡ツールとしての活用も視野に入れているようです。

町民にとってアクセスしやすい行政窓口や利便性の高い社会生活の提供の一端となる行政サービスのシステムの積極的な導入について、町の考えをお聞きしたいと思います。最初の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の説明を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 行政のオンライン化についてお答えします。

LINEを用いた行政サービスのオンライン化は、国をはじめ全国の都道府県、市町村で導入が進められています。国においては、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症の情報をAIを用いて質問に答える形で広く情報提供を行っています。また、都道府県や市町村においては、回覧板のような地域に密着した情報の提供から粗大ごみの申込みの受付予約、LINE Payを用いたキャッシュレス決済による公共料金の支払いなどの活用事例が見られます。

愛媛県においても、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策として、不特定多数の方が参加、利用するイベントや施設、店舗等におけるLINEを活用した独自の接触確認システム、えひめコロナお知らせネットの運用を開始しています。このシステムは、店舗、

施設やイベント会場などに掲示されたQRコードを利用者がLINEアプリで読み取り、連絡先を愛媛県に登録することで、後日、同じ施設を利用した方が新型コロナウイルスに感染した際に、濃厚接触の疑いがあるなどのお知らせを行うものです。

このように、全国的に様々な形でLINEの行政サービスへの活用が見受けられていることから、松前町においても、今後住民サービスの利便性、費用対効果やセキュリティ対策など必要な情報を収集し、検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 全国的な流れとして、そういうLINEを使った決済とか、あるいはLINEでの地域向けの回覧板とかいろんな情報発信がされて、また双方向でいろんな形のものが進められているという中で、松前町も前向きに考えていくということなんですが、これは多分そのためのシステムの費用も非常にかかるということでそのコスト的なこともあるので、国が第3次補正をしてくれて、それでかなり前に進むのかなというちょっと期待もあるんですけども。それでも独自で松前町も少しずつそういったもので、今オンライン化の会議については今回の第2次補正でかなりシステム化ということでされるようなんですが、行政サービスに関してはまだまだ不十分な状態だということなんですけど、先ほどの粗大ごみの収集申込みにチャットボットの活用などが事例として出ておまして、行政サービスのスピード化に大きく結びついていたりしてます。そういったことも多分当然研究されてると思うんですけども、大体いつ頃をめどにとか、そういうような具体的なスケジュールみたいなものがあるようであれば教えていただきたいんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 先ほども答弁の最終のところでも申し上げましたように、今後住民サービスの必要性、費用対効果やセキュリティ対策などの情報を収集してどのように取り組むかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） あくまでも今後ということですから、少し具体的などということまでは行ってないということなんですけど、やはりこういう状況ですので、新生活様式に向けて、町としても早く住民サービスにつながるようにスピードアップした対策をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の住宅地の確保というところに参りたいと思っております。

第5次総合計画とかまちづくりの計画にも関係する住宅地の確保について具体的な動きはということで、松前町では町全域が松山広域都市計画区域にあるということで、1つありません、私この中で通告書の中に「地域計画」という形で書いてる、これ「地区計画」

ということでちょっと直していただきたいんですけれども。松山広域都市計画区域にある周辺市町のまちづくりとの整合性を保持しながら、市街化調整区域においては市街化の抑制を図ってきたんですが、近年老朽家屋が増えて空き家になる一方で、農家の後継者住宅需要などが増え、農地の中に点々と住宅が建築され、そういった集落の拡散が進んでいるという状態になってると思います。

そんな中で、町内の調整区域の線引きの見直しということなんですが、県の都市計画審議会の審議に委ねられているため、非常にハードルが高いというのが現状だと思います。ただ、地区計画という考え方で地区計画という手法で今増えている空き家の利用とか対策なども絡めて、地区レベルでの都市計画で地区独自のまちづくりのルールを定めてまちづくり計画を提出して審議会の審議に上げてもらうこともできる可能性もあると聞いております。松前町の人口ビジョンにも関わる定住化促進の方策にもなり得る市街化区域のゾーンの拡張も含めた住宅地確保の対策も、ぜひ具体化させてほしいというところです。町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 住宅地の確保についてお答えをいたします。

昭和46年12月に、都市地域における無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を図ることを目的として、松前町全域を含みます松山広域都市計画区域が設定されました。あわせて区域内が線引きされ、優先的かつ計画的に市街化すべき区域としての市街化区域と、当面市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域に区分されました。

本町は、面積の約8割が市街化調整区域となっており、現在市街化区域内の開発可能な農地も少なくなっています。また、松前町に住みたいと思っても住宅用地が確保できない、あるいは事業を拡張したいと思っても事業用地を確保できないと、こういった声が多数聞かれるようになってまいりました。このため、松前町の今後の発展を考えると、自然豊かな田園環境を残しつつ、住宅用地と事業用地の確保を図っていかなければならないと考えておきまして、第5次総合計画におきましても、計画的な土地利用を推進し、住居系市街地の整備を図ることとしております。

しかしながら、人口減少時代の中、線引きの見直しについて県当局の理解を得ることは困難な状況でありまして、市街化調整区域において、住宅用地や事業用地を確保していくには、議員御指摘の地区計画を策定してまちづくりを進めていくほかはなく、自然環境との調和を図りながら土地利用の在り方を検討し、住宅用地や事業用地の確保を図りたいと考えています。

今年度からは、そのための組織として、まちづくり課内に都市計画室を設置し、町全体の土地の適正かつ有効活用に向けた検討を進めておきまして、今後町民代表者による検討

委員会を立ち上げ、その意見を聞きながら土地利用方針案の作成を進めていくことにしております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 地区計画を進めていくことによって、住宅用地とか事業用地がなかなか確保できない中で進めていくという中の一つとして、都市計画についての審議会として町民代表の方々に会をして、いろんな意見を出していただいて前へ進めていくということで、非常に私たちも期待をしているところなんです、その会の発足はいつ頃になるのかお分かりでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 設置時期ですか。

（10番藤岡 緑議員「はい」の声あり）

まだまだこれからゾーニングから始まって、様々な要件を考え合わせながら、どの箇所をどういうふうな地域としてまちづくりをしていくかというのを詰めて、ある程度の素案ができてからでないと住民の皆さんの御意見を聞くことにはならないと思っておりますので、まだそういう案までできておりませんので、時期的には今明示することは困難であります。よろしくをお願いします。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） では、その素案ができてからということなんで、素案をしっかりとしたスピード感を持って立てていただくことを期待いたしております。

それでは……。

○議長（加藤博徳） 藤岡議員、質問の途中ですが、3番からにつきましては午後からお見せしたいと思うんですが。

13時まで休憩を取りたいと思いますので、すみません、お願いします。

午前11時56分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 午前中に引き続き、10番藤岡緑、議長のお許しをいただきましたので、3の項目から一般質問を続けさせていただきます。

災害弱者の防災対策ということで、逃げ遅れ防止の対策として急ぎたい個別計画作成についてという内容で質問させていただきます。

災害時に自力避難が難しい高齢者や障がい者の逃げ遅れを防止するため、内閣府が対策の拡充を求め、市区町村に対しケアマネジャーなど福祉関係者と連携して一人一人の避難

方法を事前に決めておく個別計画というのを作成するように促しております。7月の豪雨災害時の熊本県の死者が約70人のうち8割以上が65歳以上であったと聞いております。そのため、この対策が急がれていると思います。

内閣府は2005年から個別計画作成を要請していますが、自力避難が難しい住民をリストアップした、ここで私、要支援者名簿についてということにその文章のところで上から7行目のところ、「要支援者名簿の作成」が十分にできていないと書いているんですが、要支援者名簿自体はできていると思うんですが、その中の病院とか施設にいての方でそういう方を除いて名簿上で「自主避難が必要な方の個別計画作成の分」が十分にできていないというふうに私のほうで修正させていただきます。そういうのが載った全員の計画を作成した市区町村の2019年6月の時点で、全体でそれができているのが12%、国ではそういうようななかなか進まない状態であるということが新聞報道なんかでも出ておりました。実際のところ松前町ではどうなんでしょうかというところをお聞きしたかったわけです。

個別計画の普及しない理由の一つとして、市町村に作成の法的義務はないし、福祉関係者とか民生委員や自治体メンバーらとの連携が必要になってきます。さらに、要支援者名簿に掲載された人が作成対象となりますが、個別計画の作成には要支援者本人の同意とか近隣住民の協力が欠かせないので、これはもう法律に明文化すべきではないかという意見も出ているようです。

現在の町内の要支援者名簿中の個別計画が必要な方の中でどれくらいの方の作成ができていますのでしょうか。今後これらを進めていく上での手だてとして、具体的な町としての考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 災害弱者の防災対策について、避難行動要支援者の個別計画についてお答えします。

町では、災害が発生した際、避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者等を対象とした要支援者名簿を作成し、災害発生時には名簿を活用して安否確認や避難支援を行うこととしています。この名簿は、70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、要介護3以上の者、身体障害者手帳1、2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている者、難病患者などを対象者として作成しており、令和2年1月末現在、対象者は5,600人です。

町では、松前町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、同意を得た要支援者に対し、地域の誰がどのように支援を行うのかを事前に定める個別計画の作成を自主防災組織に依頼しておりますが、支援者の確保が困難なことから作成が進んでおらず、同意を得た要支

援者3,052人のうち、現在45人についてしか作成できておらず、作成率は1.5%にとどまっています。

このため、町では、これまで地域からの依頼に基づき、地域の防災講座や防災訓練に出向いたり自主防災組織の会合に参加したりして、個別計画の必要性について周知を行ってきました。今後は、依頼がなくても各自主防災組織の会合が行われる機会を捉えて出向き、個別計画の早期作成の要請を行い、作成率の向上を図ることとしています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） まだまだ個別計画ができていない人数は非常に少ないという状況で、これから災害も多種多様で、また松前町の場合は山とか高いところがないですから、避難ということに関しては非常にいろいろな困難が考えられるんですが、その中でそれぞれがどのような避難をするかということについて個別計画がある程度できていると、それに早め早めの対処ができるのではないかなというふうに思うんですが。

これからコロナのことから分散避難という考え方になってきていますので、特にこれから安否確認とかも難しい状況になってくると思うので、この個別計画がきちりとできていないかによって、そこから漏れた人たちが災害に遭って非常に残念なことになる可能性も強いと思うんです。ですから、こういう避難行動について、町として分散避難を行うときに個別計画がさらに必要になってきているということと、それからその重要性について自主防の会合とかいろんなところで今後も要請をしていくというお話だったんですが、この後に出てくるマイ・タイムラインのことでちょっとお話も触れたいと思うんですけれども、いろんな手だてがあると思います。

時間はかかると思うんですが、ますますこういった災害弱者といわれる、そして避難に支援を必要とする方々が増えてきていると思いますので、そういった方々についての個別計画の作成というところで、法文化してきちっと明文化したほうがいいとかいろいろ専門家のほうの意見もあるんですが、その対象になっている方々がどこまでそれが必要なのか、あるいはそれがなかったらどういうことになるのかっていう丁寧な説明とか丁寧な理解を求めることが私は個別計画を進めていく上での手だてではないかなと思いますので、やはりそのあたりも町として、そしてまた自主防に対しても自主防のほうからもそういったところの理解を深めてもらって、さらに個別計画が進んでいくようにその方向性を町として出して、手だてを出していただきたいなというふうに思います。

そういうことで、今答えられた中で3,052人中45人ということで、今すぐにでもこの人数を例えば数値目標みたいなんでこれぐらいにしたいとかというふうな、特に何か総務課っていうかそういったところで数値目標みたいなものは掲げておられるんでしょうか。それがあればお聞きしたいなと思うんですが。

○議長（加藤博徳） 塩梅保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩梅 淳） 今のところ目標数値はございません。答弁の中にもありましたとおり、要請に関わらずこちらのほうから出向きまして、必要性等を認知していただいて、自主防災の方のほうでそれぞれの要支援者の方の個別計画を作成いただいたらと考えておりますので、またこちらのほうから津々浦々出向いていってお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） そしたら、町からの積極的な要請のほうもお願いできるということで期待をしておりますので、ぜひ今後もそういった方向性でやっていただけたらと思います。

それでは、次の4のところです。

防災意識の向上についてというところに入りたいと思います。

台風や大雨洪水など、ある程度事前に予測できる災害の接近に、個人の行動計画、マイ・タイムラインの作成をというところで、家族向けの避難計画の中のマイ・タイムラインは松前町でも作成済みだと思いますが、この家族向けの避難計画というのは時系列で表現できるような、マイ・タイムラインというひな形的なものをホームページ上で松前町も作成して出しておられるようですが、まだ一般家庭への普及はこれからの段階のようです。

家族内での防災計画を作成するときにマイ・タイムラインを活用して、個人個人がいろいろな災害に向けて日頃から防災意識の向上につなげてほしいところです。特に、家族と同居していない独居の高齢者にもマイ・タイムラインの作成をしてもらおうと、どのような支援が必要なのかということが御自分でも明確に分かっていただけるし、先ほどの個別計画にもつながってくるのではないかなというふうに思います。少なくとも家族や福祉関係者にもそのことが明確になり、要避難支援者の個別計画作成にも私は役立ってくるのではないかなというふうに感じております。そのような効果も期待できるマイ・タイムライン作成の普及に自主防災組織も検討、努力していくように町からもいろんな機会を踏まえて要請していただきたいと思います。

また、ホームページ上に私も松前町のマイ・タイムラインも見せてもらったんですが、もう少しパターン化を増やして、各自が作りやすいものを工夫して提唱していただけないかなというふうに考えました。それで、さらなる努力も期待しますが、今後のこのマイ・タイムライン等作成について町の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仙波総務課長。

○総務課長（仙波晴樹） マイ・タイムラインについてお答えいたします。

マイ・タイムラインは、防災行動を時系列に整理した住民一人一人の事前防災計画のことであり、昨年の12月議会で答弁したとおり、町としても多くの皆様に避難行動を取っていただくため作成をお願いするとともに、町民の皆様が容易に作成することができるよう、また定め方の参考となるよう様式を作成し松前町ホームページに掲載して、逃げ遅れゼロを目指し普及啓発を図っています。

町民の皆様には、この様式を基に自分自身に合わせて適宜修正をして作成していただきたいと考えております。

現在の様式については、分かりにくいなどの指摘もあることから、今後自主防災組織、民生委員など関係諸団体と連携し、マイ・タイムラインの様式の改善を図るとともに、引き続き作成周知、普及に努めてまいりたいと思います。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 現在の様式を今後もいろいろな御意見を聞きながら改善をしていくという方向性を聞いたんですが、参考までなんですが、「東京防災」のほうで作っているマイ・タイムラインが私もダウンロードしてみましたけど非常に分かりやすく書きやすかったんで、そういったことも参考にさせていただいて、いろんなところでマイ・タイムライン出ておりますので、それでまた簡単にダウンロードできますので、皆さんにもそういったあたりを見ていただいて、松前町はさらにこれをどういうふうにしたら有効活用できるかというところで項目なども考えていただけたらなというふうに思いますので、これからもマイ・タイムラインの作成の方向性、それについて逐次努力していただけたらと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

質問席の整備をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午後1時15分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1問目、コロナ禍の対応ということで、保育所、幼稚園におけるコロナ対応支援はということです。

全国保育協議会などの調査によると、コロナ対応が続く中で保育士らの9割が3密が避けられず、子どもや保育者に感染リスクがあることをストレスの要因として挙げておりま

す。幼稚園教諭も状況は同様であると思われます。

保育所や幼稚園では、施設内での感染防止に細心の注意を払っております。それでも感染リスクを完全に防ぐことは難しい。手をつないだり抱き上げたりなど、子どもとの身体的接触は避けられません。目の前でくしゃみやせきをされることもあるでしょう。

実際、各地の保育所や幼稚園でクラスターが発生しております。しかし、他人と接し合うことが子どもの健やかな成長に欠かせません。保育士や幼稚園教諭が感染リスクにさらされながらも責務を果たそうとするのは、こうした使命感があるからではないでしょうか。

医療従事者や介護職員らに支給される慰労金と同様に、保育士や幼稚園教諭らにも慰労金を出す必要があると考えます。愛知県など独自で応援金や慰労金を支給している自治体もあります。

献身的な行為に少しでも報いようとする姿勢は重要で、人手不足の対応も求められます。子どもや保護者らが頻繁に出入りする保育所や幼稚園での消毒作業が日々繰り返されており、ただでさえ多忙な職員の負担が一段と重なっており、人員拡充が急務ではないでしょうか。とりわけ、保育士は保育需要の高まりによってコロナ禍以前から不足しております。退職者など潜在人材の活用を一層進めるとともに、消毒や清掃作業などを外部委託することも検討すべきではないでしょうか。

経済活動を少しずつ回復させていくためにも、子どもを安心して預けられる保育所や幼稚園はなくてはならない存在であり、しっかりと支えていかなくてはならないと考えます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で保育士や幼稚園教諭の心身の負担が増している現状、また保育士不足の現状を鑑み当町の手だてを問います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 保育所、幼稚園におけるコロナ対応支援についてお答えします。

幼稚園については、教育委員会の所管ですが、内容が重複していますので福祉課で併せて答弁いたします。

低年齢の子どもたちをお預かりする場である保育所、幼稚園では、通常の保育の中で行うスキンシップが子どもたちとの大切な関わりであるため、完全に密を避けることは不可能です。

保育所、幼稚園における新型コロナウイルス感染症防止対策として、日々の保育においては、子どもの検温チェック、マスクの着用、消毒や清掃、換気、昼食時の座席配置などに細心の注意を払うとともに、子どもや家族に発熱等体調不良があった場合の家庭からの

連絡を徹底し、保育士や幼稚園教諭一人一人の健康チェックを確実に行っていきます。また、県の補助金や地方創生臨時交付金を活用し、非接触型体温計、パーティションを整備し、空気清浄機、消毒液噴射器を購入、整備する予定としています。

消毒作業による職員の負担が一段と重くなっているとの御指摘につきましては、保育所においては、昨年3月から国の交付金を利用して週2回程度の消毒、清掃作業を外部委託し、保育士の負担軽減を図っています。一方、幼稚園では、4月、5月は長期休業となり消毒作業の必要がなかったこと、幼稚園再開後は園児が帰った後の時間に職員が消毒作業を行っていますが、通常のコスト削減の範囲内であることから、消毒作業が職員にとって大きな負担になっているとは考えていません。

医療従事者や介護職員に支給される慰労金と同様に、保育士や幼稚園教諭に支給してはとのことですが、保育士や幼稚園教諭は日常的な感染症対策のため負担は増えていますが、医療従事者等と異なり、感染者や濃厚接触者と接して対応するわけではないため、慰労金の支給が必要とまでは考えていません。

なお、県内の市町でも、独自に保育士等に慰労金を支給している自治体はありません。

また、職員の負担につきましては、様々な対策などにより軽減されてきていると考えますので、現在のところ、新型コロナウイルス感染症対策のための人員の増については考えておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 分かりました。基本的には、消毒作業とかそういうのを業者も使っているという現状を確認させていただきました。

これに多少関連するというか、一文を9月10日付けの日本経済新聞の社説を拾い読みさせていただきます。保育サービスというのがいかに大切なものかということで読み上げます。

保育サービスは、女性の就労と子どもの健やかな成長を支える大切なインフラだ。両立支援は少子化対策にもなる。懸念されるのは保育人材の確保だ。2013年以降、保育サービスの量の拡大や幼児教育・保育の無償化は進んだ。だが、保育現場の見直しは遅れがちだ。コロナ流行の中、子どもの安全を担う保育士の就業環境は厳しくなっている。清掃など補助的な業務に当たる人の配置も含めたゆとりある人員体制、柔軟な勤務制度、処遇改善など働きやすい環境に変えるのも課題は多くある。働く女性は増えた。子育て世代に当たる25歳から44歳の女性の就業率は2013年の69.5%から2019年は77.7%に達した。今や、1歳、2歳児でも半数以上の子どもが保育所などに通っている。政府は、2025年には女性の就業率が82%になると見る。長期的に見れば、女性の活躍は人口減に直面する日本社会にとっても欠かせない課題である。着実に対策を進めなければならない。

いわゆる保育事業、保育従事者を守ることが女性の就労の助け、行く行くは就労支援ということにつながるということとも言えますので、今後さらに保育、幼稚園、そのあたりに対する支援を拡充していただきたいと、そういうふうに見望みます。

続きまして、防災・減災対策ということで、中小河川の監視強化の必要性について。

熊本県の球磨川では、7月4日の豪雨で川が氾濫して浸水し、高齢者施設などが被災した渡地区では水位の上昇速度は1時間で1メートル余りと速く、避難を難しくしていたことが専門家の解析で分かりました。この地区は2つの川の合流部にあり、専門家は同様のリスクは全国にあるとして早めの避難が重要だと指摘しております。午前6時から浸水が始まり、午前7時頃には球磨川の水位がさらに上がり川幅が広がったようになり、支流の川の水も球磨川に流れ込めなくなって、直接地区内に流れ出し浸水の深さが増した。その後も大量の水が流れ込み続けて浸水の深さは増し、午前10時の時点では老人ホームでも3メートル70センチの深さに達しました。球磨川沿いでは、渡地区以外でも支流との合流部で浸水被害が相次ぎました。

過去の災害でも合流部での被害が相次いでおります。

西日本豪雨で大規模な浸水被害が出た岡山県倉敷市真備町では、小田川とそこに注ぎ込む支流の高馬川、末政川の合流付近で堤防が決壊しております。去年の台風19号の際には、福島県本宮市で阿武隈川と支流の安達太良川の合流部付近で大きな被害が出たほか、神奈川県川崎市高津区の多摩川と平瀬川の合流部付近でも浸水被害が出ております。

専門家は、合流部では、一たび氾濫が起きると、水の逃げ場がなく急激に水位が上昇する場所が多い。近年は毎年のように顕著な被害が発生して、特に注意が必要だと指摘しております。

福島県は洪水監視カメラを3倍に増やし、県内の中小河川124か所に設置する。岡山県は河川監視カメラをこれまでの5倍に増やすと発表し、河川の水位の変化がインターネット上で確認でき、住民の避難行動や自治体の避難情報の発令に役立つと期待されております。神奈川県と横浜市が管理する一級、二級の118河川について減災対策の方針を2019年に改定し、新たに洪水時の観測に特化した低コスト危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの増設を盛り込んでおります。

国土交通省は、革新的河川技術プロジェクト（第三弾）として、機能を限定し低コスト化を図ることで、中小河川にも普及を促進する。多くの画像情報を取得し住民に提供することで、適切な避難判断を促すことを目的に、民間企業等と簡易型河川監視カメラの開発を進めてきました。今後は、各地方整備局等において順次現場での実装を進めるとあります。

平成30年7月豪雨災害の報道等では、避難を呼びかけたが避難に結びついていない、各種の警告情報が流れる中、どのタイミングで逃げればよいのか分からない等の意見がある

一方、川沿いに設置した監視カメラの映像を見て避難につながったとの事例がある等、住民の情報把握において、住民に切迫感を伝えるために何ができるかが課題となっております。

今後、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、2020年度末までに簡易型河川監視カメラを約3,700か所設置し、より身近な画像情報の提供で住民に切迫感を伝えるとあります。

松前町を取り巻く一級、二級、そして町が管轄する中小河川の監視体制の取組について御説明いただきたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 河川の監視強化についてお答えします。

現在、一級河川及び二級河川については、国や県が監視カメラと水位計を流域各所に設置し、洪水監視体制の強化を図っています。

国が管理する一級河川重信川では、町に接する区間について、松前町側に監視カメラ2か所、水位計2か所、松山市側に監視カメラ2か所、水位計5か所が設置されています。

県が管理する二級河川については、大谷川に監視カメラ1か所、水位計1か所、長尾谷川に水位計2か所が、国近川に水位計1か所がそれぞれ設置されています。

なお、重信川及び二級河川の監視カメラの画像や水位計のデータはインターネットで公表されています。

また、重信川については、国、県及び流域市町が連携して減災に向けたハード対策とソフト対策を一体的に推進するために、平成28年5月25日に設立された重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会において、監視カメラや水位計設置箇所の増設のほか、緊急速報メールを活用した河川情報のプッシュ型配信の導入や河川管理者から町長へホットラインを使用しての河川情報伝達等、さらなる監視体制、情報伝達の強化に努めています。令和2年8月26日には、河川流域全体で水害の軽減を図ることを目的として重信川流域治水協議会が設立され、今後、流域全体で実施すべき治水対策の全体像を流域治水プロジェクトとして策定し、流域治水を計画的に推進していくことにしています。

松前町が管理する河川については、水防重要箇所である長尾谷川と義農遊水池に町が監視カメラ3か所、水位計2か所を設置し、警戒が必要な水位に達したときには、担当課職員等へ自動でメール配信するシステムを導入しています。それ以外の河川には監視カメラや水位計を設置していないため、梅雨や台風時には職員が巡回を行い水位の状況を監視しています。しかしながら、近年、雨の降り方が変化していることから、今後、監視カメラや水位計の増設について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） よく分かりました。

一級、二級については国、県という形になりますが、松前町の中小河川についても今御説明はありましたが、さらに県と場所を確認していただいて、今まで大雨のときには職員の方が巡回されたり、そういうふうなこともあったり、消防署が消防車で回ったりすることもあります。いち早くそういう危険性を察知するためにポイントポイントを監視するシステムを拡充していただけたらというふうに思います。ありがとうございました。

私の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

質問席を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午後1時39分 休憩

午後1時41分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が、議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

失礼ですが、眼鏡が曇るもんでマスクを下げさせてもらいます。構んですか。

一般質問1、町道舗装補修についてお尋ねします。

大きくは3つに分けてお聞きいたします。

まず初めに、道路補修に係る道路補修基準についてお尋ねします。

6月に、町道西15号線の一部を舗装補修してくれましたが、一部分の破損は直ったのですが、周辺との高さバランスが悪く、雨が降るとその周辺に水たまりができています。通行時、車が水を跳ね困っていると住民が言っています。

そこでお尋ねします。

1、誰が道路状況調査表を確認して、良否判定していますか。道路補修を起案しているのですか。

2、その基準は、どのようなものですか。

3、補修後の検査基準と判定基準はどのように定めているのかお聞きいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 町道の舗装補修についてお答えします。

町では、現在約183キロメートルの町道を管理していますが、平成29年度に交通量が多く路面機能が低下していると考えられる約52キロメートルの町道を対象に、舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性などを把握するため、専門業者に委託して路面性状調査を実施

し、その調査結果に基づき舗装補修箇所の優先順位を定めた道路舗装修繕計画を策定しています。

そのほか、各大字区長から舗装補修の要望があった場合には、緊急性、必要性、地元の合意形成などについてヒアリングを行った後、要望箇所の現地視察を行い、事業採択箇所を決定しています。

さらに、各年度の事業実施箇所については、道路舗装修繕計画と地域要望事業採択箇所を土木事業整備優先順位基準により評価し、事業実施箇所を決定しています。

工事の検査基準については、松前町工事検査規程に定められており、検査職員が工事の出来形について調査、検測し、設計図書と照合して工事の適否を判定しています。

なお、御指摘のあった町道西15号線の水たまりの件については、事前通告をいただきましたので早急に現地を確認したところ、既設舗装との継ぎ目に水たまりが確認できました。この工事については、まだ完成検査を行っておりませんので、施工業者において補修することとしています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それで、この業者というんはどこの業者か私は分かりませんが、なぜこのようなずさんな工事をやるんですか。私が車で走りよったら、塩屋のあっここの点滅の信号のこの舗装も10メートルほど舗装しとるけど、あっこは本当きちっとかまぼこ形になって補修しておりますが、どうして町道西15号線はそういうずさんな工事をやるんですかね。町道はどんなんでもええんですか。こういう業者は、もう指名業者から外してほしいんですが。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 今回の舗装補修につきましては、既設舗装との継ぎ目のところに水たまりが生じたということで、業者のほうにおいて舗装の修繕をもう一回命じておりますので、その辺は解消すると思いますので御理解をいただいたらと思います。

補修につきましては、業者の費用で行うということで町のほうは考えております。

なぜ起こったかということは、先ほども言いましたように既設舗装の継ぎ目、それと水道の掘り跡のところがありましたので、そのあたりを舗装補修したわけですけど、結果的に水たまりということになったので修繕ということで対応させていただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） そこだけやなしに、みよし組のここまでの道路が陥没して水たまりが今でも多いんですよ。この間も雨の日、家の人が出て、車椅子へ座って、私は水た

まりをかけられても構ん、ここに立つとくというて苦情が来たんですが。あっこの工事はいつになったらやってくれるんかね。ほって、この表を見たんですが、これは何年の表ですか。ほって、新しい調査表というんはまだやらんのですか、調査はせんのですか、道路の陥没とかあんなんの。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 前回の委員会のほうでお示しました資料につきましては、平成29年度に作成した表でございます。あのときも申し上げましたんですが、5年ごとに見直しということにしておりますので、現在のところは今の形で今の計画に基づいて舗装補修を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほたら、また5年後というたら来年やね。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 実際に現場のほうをやり出したのが今年からになりますので、5年後ということで御理解いただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、ほやけん平成29年からやったら今何年ですか。ほやけん、来年が5年目に当たるんでしょ。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 平成29年度に作成しまして、実際に現地をほうをし出したのは今年度からになりますので、今年度から5年間は今の計画で実施したいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

次の質問に行きます。

2、職員の規律についてお尋ねします。

テレビ報道で、どこかの役所の職員が個室に入れられ、朝から夕方まで資料整理のみを命じられ、嫌がらせ的なことをされたとの報道がありました。利益追求主義の民間企業ではよく聞く話であります、町民に奉仕する立場である町職員ではあってはいけない事実だと思います。

そこでお尋ねします。

松前町では、どのような上司、部下の関係を含め、職員間の職員教育は予防策としてどのような例規と職員教育を実施していますか。

2、また、町長の人材育成方針をお聞かせください。

3、志して役場に入った人が、最近ぼつりぼつりと定年を前に辞めています。長年にわたり各部署を経験し、職務を辞職されたのは大変残念だと思います。退職の原因にそのような因果関係はありませんか。よろしくをお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

（2番西村元一議員「ちょっと」の声あり）

はい。

○2番（西村元一議員） これは町長さんが答えるべきやないですか。部長さんが全部これ仕切るんですか。

（総務部長和田欣也「回答につきましては私のほうでさせていただきます」の声あり）

対応について仕切るということは、この対応は部長が責任持つんやね。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 答弁を言わせていただいたらと思いますが。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） この予防策のこういう教育問題は、部長が責任持ってやりよんですか。町長さんじゃないんですかということ聞きよるんですが、町長さんが答弁すべきやないんですか。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 一番トップは町長になりますが、この職員の規律それから研修方針とかにつきましては町のやり方になりますので、私のほうで答弁させていただきます。

よろしいですか。

○議長（加藤博徳） 部長の答弁の後、質問があったらまたもう一度、西村議員質問をよろしくをお願いします。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 職員の規律についてお答えします。

職場におけるパワーハラスメントをはじめ各種のハラスメントを防止するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、本年6月1日から、松前町も含め事業主は各種ハラスメントを防止するために、雇い管理上で必要な措置を講じなければならなくなりました。このため、今までもハラスメントに関する職員研修を適宜行ってきましたが、法改正を受けて、さらにハラスメントについての理解を深めることでハラスメントの防止を図ろうとハラスメント防止マニュアルを

作成し、職員に配布するよう準備しています。

本町の人材育成方針は、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している能力を最大限引き出し、伸ばしていくことにより組織力を高めることを基軸としています。

具体的には、住民から信頼される職員や実行力のある職員など、5つの目指す職員像を明らかにして、そのような職員を育成するために研修を充実させるなど、各種の施策に取り組んでいます。

御質問にある定年前の自己都合による退職については、それぞれの職員ごとに事情が異なります。体調不良や配偶者の転勤に伴うもの、自分の新しい夢に挑戦するものなどの様々な事情がありますが、ハラスメントを理由とするものではありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 通告書に町長の人材育成の方針をお聞かせくださいとありますが、特に町長のほうからありませんか。

（町長岡本 靖「ありません」の声あり）

分かりました。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町長としては育成はないんやね、分かりました。

3番行きます。

大規模災害時の避難対応についてお尋ねします。

大規模災害の避難対応について、まず初めに、船舶の沖出しについて。

東南海大地震を前提に津波が予測された場合、漁業者にとって船舶は生活の糧である漁船を守るだけでなく、港内の船舶が町中に突っ込み、被害拡大や災害復旧の妨げとなっているのは御承知のとおりです。それを防ぐためにも、船舶の沖出しは必要と考えます。

そこでお尋ねします。

津波に対応して船の沖出しについて、町の見解と対応についてお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 2番、ずっと行ってください。下まで、10番まで。

○2番（西村元一議員） 2、高齢者や自主避難ができない方、デイサービスを利用したり施設に入所している方の避難方法は。

3、学校にいる子どものそのときの避難はどのようにするのか。

4、大規模災害時には、家族が高齢者、障がい者、子どもを迎えに行くように計画されていることが多いが松前町の方針はどのようになっていますか。

5、ハザードマップや到達する津波の高さ予測から、どの施設、どの学校が避難すべきか、とどまるべきか個別に表示してはどうか。

6、各施設で、家族が迎えに来れないときは、それぞれの施設の責任で避難できる体制になっているのか。

7、津波等の災害から避難を考えたときに、避難すべき町民数とそれぞれの避難場所の収容人数は幾らで足りていますか。

8、今後、新型コロナウイルス対策が長引くことを考慮した場合は、避難すべき町民数とそれぞれの避難場所の収容人数は大幅に変更されるを得ないと思いますが、どのようになるのか。

9、発熱対策、トイレ、その他の感染対策、対応はどのようにするのか。

10、今後の設備改善計画はありますか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 津波に対応した船の沖出しについてお答えします。

水産庁が策定した災害に強い漁業地域づくりガイドラインで、地震発生直後の津波に対する避難行動が示されています。

沖合にいる漁船については、直ちに水深おおむね50メートル以深の海域へ避難する。避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、大津波警報が出された場合、さらに水深の深い海域へ避難するとされています。しかし、沖出しについては、漁師の皆さん自身の財産であり生活の糧である漁船と命に関わる問題であるため、漁船の避難方法については、漁師の皆さんや漁業関係者により、地域の実情に合わせた避難ルールを検討していただき、命を守る行動を取っていただきたいと思います。

自主避難が困難な方の対応についてお答えします。

自主避難が困難な高齢者や障がい者等については、松前町避難行動要支援者避難支援計画に基づき作成された個別計画に従って避難の支援を行うこととなります。しかしながら、藤岡議員に答弁したとおり、個別計画の作成はほとんど進んでいない状況であり、個別計画が作成されていない場合は近所の皆さんの力に頼るしかありません。

デイサービスを利用したり、施設に入所したりしている高齢者の方については、各施設に作成が義務づけられている非常災害対策計画や避難確保計画に基づき対応することとなります。

災害時の迎への取扱いについてお答えします。

高齢者施設や障がい者施設は、非常災害対策計画や避難確保計画に基づいて、事業所や施設単位で入所者等を避難させるため、その時点で家族が迎えに行くような計画とはなっていない。

町立保育所は、必要に応じて保育所ごとに保護者へ連絡するためのマチコミメールの登録を保護者をお願いしており、緊急時にはこのメールを利用して迎えに来るよう連絡することとしています。保育所防災マニュアルで児童の引渡し方法について細かく定めてお

り、保護者への周知も図っています。また、保護者が迎えに来られない場合は、迎えに来るまで児童を預かります。

放課後児童クラブは、町立保育所と同様にマチコミメールを利用して、児童を迎えに来るよう連絡することになっています。道路状況などですぐに迎えに来られない場合は、迎えが来るまで児童を預かります。

避難するか、とどまるべきかを施設ごとに個別に表示してはどうかについてお答えします。

避難すべきか、とどまるべきかについては、事業所や施設、学校が作成したそれぞれの非常災害対策計画や避難確保計画、危機管理マニュアルに基づいて対応することになります。

家族が迎えに来られない場合の体制についてお答えします。

各施設とも、各施設の責任において、必要に応じて入所者や子どもを避難させる体制が整っています。

避難所の収容人数についてお答えします。

避難所の収容人数については、松前町の指定避難所及び自主避難所を合わせて1万1,873人です。愛媛県地震被害想定調査による避難者の想定数は1万1,783人ですので足りている状況です。しかし、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮した避難の場合、収容人数は減少します。仮に、避難所全てにテントを設置し、1つのテントを2人で利用した場合、40%程度になります。このため、町においては、町民の皆様に対し、極力分散避難を優先し、避難所に避難するのは最後の手段とするよう啓発するとともに、広域避難の検討や、指定避難所以外の公共施設や地区集会所、災害協定締結事業者に避難所開設を依頼し、可能な限り多くの避難所開設に努めます。

避難所での感染症対策についてお答えします。

避難所の新型コロナウイルス感染症対策については、国や県のガイドラインを参考に、避難所の3密防止、衛生管理、避難者の健康管理、感染が疑われる避難者への対応についてまとめた松前町避難所開設・運営マニュアルを策定しており、このマニュアルにより避難所運営を行うことにしています。

最後の設備改善計画についての御質問は、質問の趣旨が不明であり、答弁することができません。

なお、教育委員会所管分の質問については、この後、住田学校教育課長に答弁させます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 私のほうからは、学校に児童・生徒がいる場合に大規模地

震が発生した場合の対応及び小・中学校における災害時のお迎えの取扱いについてお答えをいたします。

大規模災害が発生した場合の対応については、各学校の危機管理マニュアルで規定されています。

学校に児童・生徒がいる場合に大規模地震が発生した場合は、全ての学校で子どもたちを学校に待機させることとし、津波が発生することに備え、校舎の2階以上の安全な場所に避難をさせて児童・生徒の安全を確保することとしています。

小・中学校における災害時のお迎えの取扱いについては、学校危機管理マニュアルで、地震が収まり児童・生徒の安全が確認できた後に、保護者に子どもたちの引渡しを行うこととしています。この引渡しの訓練についても各学校で行っております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 1番の津波に対しての沖出しの件なんですけど、沖出しもやけど、今天保山にある防波堤、低いんですよ。満潮時にはつかるとなるとんですが、あそこを県にも要望はしとんですが、高してくれ、もう少し西側に沖に出してくれということは要望しとんですが、松前町も力を入れてほしいなと思うんですが。

○議長（加藤博徳） 通告書にはありませんが、答弁があればお聞きしますが。

西村議員、通告書にないようですので、ほかに。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） もういつもこんな問題というか、それやったら書いとることに対して答弁書を2日でも3日でも役所のほうも出してほしいんですよ。再質問というんができにくいんですよ。通告書にある問題しかできんようなことだけで、違う答弁が来た場合にやっぱり再質問というんがあるんでしょ。それは、私らの締切りもほしたらないようにしてくださいや。私らの質問がないんで考えたらええんですよ、日にちは何ぼでもありますが、質問するのに。役所が考えたらええことですよ、私がここで言うたことに対して。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、おっしゃられることはよく分かります。議員内の話でありますので、議会運営委員会なり全員協議会の中で協議させていただきたいと思いますので、一般質問の内容に戻ってください。

先ほどの10番、今後の設備改善計画とありますが、これについては何か御説明ありますか。

（2番西村元一議員「何ぼ、10番。いやいや、もうええです」
の声あり）

よろしいですか。

(2番西村元一議員「はいはい」の声あり)

はい。

○2番(西村元一議員) ほうで、2番、高齢者やデイサービスを利用したり施設に入所している方の避難方法はということなんですが、今副町長さんが答弁された近所の人に助けてもらうという答弁があったんですが、役場の職員は行かんのですか。

○議長(加藤博徳) 徳居副町長。

○副町長(徳居芳之) 役場職員については、災害時の緊急対策のマニュアルがありまして、松前町全体のことについて調査したり、あと現地に行ったりしておりますので、各集落の住民の方に対する役場の職員の支援というのは余裕がありませんのでできないと考えております。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) 役場の職員も逃げるんですか、地震が来たら。どこの協力をするんですか、それやったら。

○議長(加藤博徳) 徳居副町長。

○副町長(徳居芳之) 役場職員は、松前町全体の町民の方に対しての、その状況状況によって避難状況をお知らせしたり町内を見回ったりするような仕事が大きく松前町全体の仕事だと考えております。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) それやったら、施設に入るとる動けん人なんかのも極力役場の職員も手助けするんが当たり前やないんかなと思うんですが、物の言い方がちょっと悪いんやないかな。

○議長(加藤博徳) 徳居副町長。

○副町長(徳居芳之) 先ほど一般質問の自主避難が困難な方の対応についての中でも答弁しましたように、デイサービスを利用したり施設に入られている方につきましては、各施設に作成が義務づけられている非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、それぞれの施設が対応することになっております。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) いや、それでもデイサービスとかなんとかという職員にも限りがあるんですよ。だから、役場の職員は力を添えてくれんのですかということを探ねよんですが、今の答弁では役場の職員は一切関係ないということやね、デイサービスに対しては。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員、先ほども副町長から答弁ありましたが、各そういうデイサービスセンターのところではそれぞれのデイサービスの事業所が避難計画を立てて実施していくんですよという答弁だったと思うんですけども。そこに役場の職員がどう

絡んでくるかというふうなお問合せだったと思うんですが、副町長のほうは町の職員には限界があって、そういう細かいとこまで全部は。全体を町の職員は見るんで、個別にはちょっとできないという答弁だったと思うんですが。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） デイサービスというても病院の先生と看護師さんが家に行っ
て診よるんがデイサービスでしょ。

○議長（加藤博徳） 施設、施設。

○2番（西村元一議員） 施設は施設でしょ。デイサービスというんは、各家に訪問する
んがデイサービスでしょ。違うの、ちょっと勘違いしとった、すいません。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

（2番西村元一議員「はい、よろしい」の声あり）

ほかにございませんか。

（2番西村元一議員「もうない、終わります」の声あり）

西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後2時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 藤 岡 緑

9月30日（第3号）

令和2年松前町議会第3回定例会会議録

令和2年9月30日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
産業建設部長	大川康久
教育委員会 事務局長	仲島昌二
総務課長	仙波晴樹
学校教育課長	住田民章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和2年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No.3

令和2年9月30日(水)

午後1時30分

開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議選第3号 総務産業建設常任委員会委員の補欠選任 |
| 上程 | 指名 |
| 日程第3 | 議選第4号 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の補欠選挙 |
| 上程 | 指名推選 |
| 日程第4 | 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第5 | 議員提出議案第2号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第6 | 議案第70号 町長の給与の特例に関する条例 |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第7 | 議案第71号 松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第8 | 議案第72号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第9 | 議案第73号 松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第10 | 議案第74号 松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結について |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第11 | 議案第79号 令和元年度松前町歳入歳出決算認定について |
| 上程 | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決 |
| 日程第12 | 議案第80号 令和元年度松前町水道事業会計決算認定について |
| 上程 | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決 |
| 日程第13 | 議案第81号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第4号) |

上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第14	議案第82号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第15	議案第83号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第16	議案第84号	令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第17	議案第85号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第18	議案第86号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第19	議案第87号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第20	議案第88号	松前町教育委員会委員の任命について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第21	議選第5号	松前町選挙管理委員及び補充員の選挙について		
上程	指名推選			
	閉議			
	町長挨拶			
	閉会			

午後 1 時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

御報告します。

三好勝利議員が 9 月28日に御逝去されました。心から御冥福をお祈りいたします。

三好勝利議員は、平成11年に松前町議会議員に当選され6期、この間、議長や副議長を歴任され、町政の発展に尽くされてまいりました。その御功績は、皆様御承知のとおりでございます。ここに三好勝利議員の御冥福をお祈り申し上げ、謹んで黙祷をささげたいと思います。

皆さん御起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（加藤博徳） お直りください。

黙祷を終わります。

御着席ください。

なお、議席番号13番は欠番とし、議席の変更は行いませんので、御了承ください。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第 1、会議録署名議員を指名いたします。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

11番村井慶太郎議員、12番岡井馨一郎議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第 2 議選第 3 号 総務産業建設常任委員会委員の補欠選任（上程、指名）

○議長（加藤博徳） 日程第 2、議選第 3 号総務産業建設常任委員会の委員補欠選任を議題とします。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会の委員に 2 名の欠員が生じていますので、松前町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、3 番渡部恵美議員と 4 番曾我部秀司議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、総務産業建設常任委員会委員の補欠選任は渡部恵美議員と曾我部秀司議員を指名することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第 3 議選第 4 号 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の補欠選挙（上程、指名）

推選)

○議長(加藤博徳) 日程第3、議選第4号伊予市松前町共立衛生組合議会議員の補欠選挙を議題とします。

この補欠選挙は、三好勝利議員の死亡によって伊予市松前町共立衛生組合議会議員が欠員になり、行うものです。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員に4番曾我部秀司議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました曾我部秀司議員を伊予市松前町共立衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました曾我部秀司議員が伊予市松前町共立衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました曾我部秀司議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

~~~~~

日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第4、議員提出議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月8日の本会議より、総務産業建設常任委員会に付託されました議員提出議案第1号について、審査の内容とその結果について御報告いたします。

議員提出議案第1号は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方税、地方交付税など一般財源の激減が懸念されている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育ての支援の充実、地域の防災・減災対策、長期化する感染症対策など対応が求められている。今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想され、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくために、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めるものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議員提出議案第1号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議員提出議案第2号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議員提出議案第2号米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月8日の本会議より、総務産業建設常任委員会に付託されました議員提出議案第2号について、審査の内容とその結果について御報告いたします。

議員提出議案第2号は、米軍機の国内における低空飛行訓練について、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保するとともに、我が国住民に与える影響を最小限にすることが求められているが、愛媛県では令和元年10月以降、米軍機と見られる航空機の低空飛行訓練の目撃情報が寄せられ、地域住民は強い不安や懸念を抱いている。爆音による被害のみならず、万一、墜落した場合には大惨事につながりかねない。地域住民の安全・安心を脅かす米軍機の低空飛行訓練に反対するとともに、国に対し、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう強く求めるものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議員提出議案第2号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第70号 町長の給与の特例に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第70号町長の給与の特例に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月8日の本会議において、総務産

業建設常任委員会に付託されました議案第70号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、厳しい財政状況に鑑み、調整基盤の安定化を進めるに当たり、町長の姿勢を示すため、新たに制定するものです。

審査の過程において、諸般の情勢によって給与月額を削減する場合、町長、副町長、教育長の3役がそろって行う場合が多い。不祥事の責任を取る場合は1人が減額することがあると思うが、今回町長1人というのは違和感がある。町長1人が決められたことかとの質疑があり、リーダーとしての町長の姿勢、覚悟を示すため、今回は町長1人となっている。また、町長1人が決められたことであるとの答弁がありました。

町長の意気込みを職員としてはどのように受け止めているのか、職員の中にも温度差があるように感じるがとの質疑があり、町長1人の給与の減額は、財政調整基金額が不安であり、財源面を真剣に取り組もうとする意気込み、姿勢である。事務事業評価の見直しなどでスクラップ・アンド・ビルドを行い、財源確保を考え、その作業の中で検討をする。各担当部署にも真剣に取り組んでもらうよう周知をしたいと考えているとの答弁がありました。

また、今回は財政逼迫と町長の姿勢を職員に示すということで、施行期日が令和2年12月1日から16か月ということだが、令和4年3月31日の終了期日で財政現状も職員の意識も変わっていない場合は条例を延長するののかとの質疑があり、一旦、期日終了日の時点で目標としている基金の積立額などの検証をし、延長か終了かを判断され、自身の任期も考慮しながら取り組まれるのではないかと答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第71号 松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第71号松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第71号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、長期継続契約の締結をすることができる契約の範囲を拡大し、契約事務の効率化及び経費削減を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、条例の改正前後で機器の投資に対するもの5年、人件費は3年という年限はどこに記載するのかとの質疑があり、松前町長期継続契約に関する事務取扱要領において最長5年と記載しており、条例に記載する予定はない。また、上限を5年とする理由について、さらなる経費削減やより良質なサービスを提供する者と契約する必要性を鑑み、定期的に契約の相手を見直す機会を確保するためであるとの答弁がありました。

なぜ3年の契約期間ではいけないのか。議員の任期は4年である。任期を超えた契約をされた場合、後のチェックに不都合が生じるとの質疑があり、期間を5年としたほうがより経費の削減が見込めるため、予算を上程した際、議会のチェック機能が働くように長期継続契約であることを説明し、十分審議をしていただくようにしたいとの答弁がありました。

条例改正をしなくても、今のままで長期継続契約はできるのではないかとの質疑があり、1号は文言の修正のみで、2号はより適切な表現に改めるものである。3号、4号は新規の条文で、これがなければ追加の長期継続契約ができない。少しでも無駄なく事務の効率化を行い、人件費、諸経費を削減したい。精査して、より有利なほうを採用するため条例改正をするものであるとの答弁がありました。

学校の警備が12月末で切れるのであれば、1月から3月までの間を随意契約にすることはできないのかとの質疑があり、改築工事中の松前中学校南校舎が12月末竣工予定で、令和3年1月から新たに警備が発生する。随意契約にするより、町内の小・中学校及び幼稚園の警備を一括して長期継続契約としたほうが経費削減できる。また、毎年4月1日から

という文言があるのは、5年間の契約のため1日でも抜ける日がないよう、連続性を持たせるためであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第72号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第72号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第72号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、白鶴保育所において延長保育を実施するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、今回の改正は保護者からの強い要望があったのか、また白鶴保育所だけが対象の理由はとの質疑があり、保護者向けのアンケートでは延長保育があれば利用したいという回答があった。白鶴保育所は、例年定員割れをしており、松前町子ども・子育て支援事業計画に基づき、サービスの充実を図るために実施することにした。黒田保

育所や小富士保育所については、今後状況を見ながら延長保育の実施を検討するとの答弁がありました。

次に、人員配置など対応はできているのか。コロナ対策で消毒、清掃業務など保育士の負担は増えているがサポートはあるのかとの質疑があり、消毒、清掃は週2回の外部委託を行い、保育士の負担軽減を図っているとの答弁がありました。

次に、条例改正前は松前ひまわり保育所のみ開所時間を別で指定していたが、改正後は記載がなくなっている。そのため、条例上では全ての保育所に延長保育が実施されるように読み取れるとの質疑があり、松前町立保育所管理規則で、松前ひまわり保育所に加え、新たに白鶴保育所を延長保育の対象とする改正を行うこととしており、条例で開所時間と延長保育時間を規定し、規則で延長保育を実施する保育所を規定するとの答弁がありました。

次に、来年度の延長保育利用見込み数は把握しているのかとの質疑に対し、実際に利用する人数は不明だが、現在松前ひまわり保育所で20人程度のため、白鶴保育所では10人程度と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、現在の保育士数で足りるのかとの質疑に対し、児童10人の延長保育を実施すると仮定した場合、現在の白鶴保育所のシフトでは、保育士2人が1時間、1人が0.5時間の時間外勤務が増えるとの答弁がありました。

次に、保育士を増やす考えはあるのかとの質疑に対し、実際に利用する児童数もまだ不明のため、はっきり何人増やすとは言えないとの答弁がありました。

次に、他保育所も含め定員と入所人数について質疑があり、黒田保育所は定員60人に対し67人、小富士保育所は定員60人に対し77人、白鶴保育所は定員60人に対し53人であるとの答弁がありました。

次に、延長保育の料金設定について質疑があり、松前ひまわり保育所で実施している延長保育は1か月当たり2,500円としており、白鶴保育所も同様の料金となるとの答弁がありました。

次に、時間外保育を延長保育に改正しているが何が違うのかとの質疑があり、11時間の標準時間と8時間の短時間の通常保育時間があり、その時間以外で実施する保育を時間外保育という。松前町が行っている午後6時から午後7時のみを指定して実施している保育については、時間外保育とは意味合いが違うとして延長保育という名称に改めたとの答弁がありました。

委員からは、延長保育を実施するのであれば、利用希望者数や保育士の勤務体系が分かる資料を出して説明してほしい。また、現場の保育士に無記名でアンケートを行うなど、生の声、意見を聞き出せる仕組みづくりを構築して、労働環境の改善に努めてもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第9 議案第73号 松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結  
について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討  
論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第73号松前町第9分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第73号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、委員及び議員から、消防詰所にも避難所としての設備を備えることはできないのかなどの質疑があり、新築する第9分団消防詰所は、消防組織法で定められた消防団の活動拠点のための詰所を建てるのが目的である。原則、避難所は兼ねていないため、避難所としての設備は考えていない構造になっている。自主避難してきた方がいれば受入れはするが、指定避難所の岡田小・中学校、福祉避難所の総合福祉施設エンゼル、グループホームひなたぼっこへの案内、搬送の手助けをする可能性はあるとの答弁がありました。

次に、消防詰所には団員用のシャワールーム、備付けの発電機の設置も必要だと思うが、なぜないのかとの質疑があり、設計前に施設を使用する第9分団員の意向を聞き、最終設計としている。トイレ、間取りのレイアウトを変更をし、シャワー、発電機などの有無や要望を聞いており、団長にも確認済みであるとの答弁がありました。

今後、設計するということになれば、議員全員協議会などで示してもらいたい。そうすれば、要望を聞いて変更できるところは変えることもできる。次回から事前交渉はできないのかとの質疑に対し、今後は建築物等を建てる前には事前に協議や相談などするようにしたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第74号 松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第74号松前町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第74号について、審査の内容とその結果を御報告

いたします。

審査の過程において、入札業者が1者で落札率98.1%というのは、一般的に考えて高いのではないかと。ほかの落札率を見ると90%ぐらいからになっている。今回は平均の95%より上で、1者だけであるため98.1%になったのではないかと質疑があり、1者だから問題があるということはない。入札制度の目的は、競争の機会を確保することだ。今回は指名競争入札ではなく、一般競争入札であり、入札の公告も行っている。契約を希望する業者がいれば、参加することは、結果として1者だったとしても広く公告を行っているものであり、競争性はあったと思っている。応札金額は、予定価格以下の調査基準価格以上であった。落札は問題がないと考えるとの答弁がありました。

また、工事請負金額8,800万円は100%国費かとの質疑があり、この工事に対する国庫補助金は3,579万4,000円で、残額は起債であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第79号 令和元年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第80号 令和元年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第79号令和元年度松前町歳入歳出決算認定について及び日程第12、議案第80号令和元年度松前町水道事業会計決算認定についてを一括議題と

します。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

**○予算決算常任委員長（影岡俊範議員）** 去る9月8日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第79号及び議案第80号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第79号令和元年度松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

総務課は、代休取得ができていのように見え、以前と比べて労働時間が減少してきているように感じる。選挙、水防業務があるが、少ない人数で効率よくできていると思う。働き方改革等踏まえ、今後もなお一層効率よい時間配分と仕事ができるよう万全を期していただきたいとの意見がありました。

フレックスタイム制度導入の検討結果を教えてくださいと質疑があり、フレックスタイム制度の導入には窓口業務等の課題もある。近隣の状況も調査しながら、引き続き研究させていただきたいとの答弁がありました。

委員からは、労働時間の削減は費用の削減、職員の健康面も改善される。まず、導入をすることが必要だ。他の自治体でも採用しているところもあるので、積極的に導入の検討をしていただきたいとの意見がありました。

委託事業実施状況調の内容で、設計金額と支出済額がほぼ同額になっている。業者の言い値が設計金額となり、支出済額になるのかと質疑があり、大半は随意契約であるので見積を取った金額が設計金額となり、支出済額となっているとの答弁がありました。

水防費で、随意契約と特命随意契約というのがある。契約の違いは何かとの質疑があり、50万円を超えるものは本来ならば複数の業者から見積りを徴収し、一番安いところと契約することとなる。水防緊急時の土のうは見積りを徴収する時間がなかったため、業務実施が可能な1者と契約したものであるとの答弁がありました。

委員からは、委託業務といえども業者の言いなりでなく、交渉等を行い、経費節減を図るようにしてほしいとの意見がありました。

随意契約の場合、上限額は幾らかとの質疑があり、工事の場合は130万円、委託は50万円である。基本的にその額を超えると、財政課にて入札依頼を行うことになっているとの答弁があり、委員からは、随意契約についても1者からではなく、複数の業者から見積徴収をするべきではないかとの意見がありました。

水防費の消防団員手当の執行率が低過ぎる。予算の根拠はどうなっているのかとの質疑があり、団員数の変更と出勤回数が大きく影響しているとの答弁がありました。

次に、利子割交付金と配当割交付金の予算計上時の想定についての質疑があり、県から入る交付金は、過去の実績を確認した上で県に見込みを確認して想定しているとの答弁が

ありました。

委員からは、実際に入ってくる額に近い数字にすべきではないかとの意見がありました。

随意契約について、前年踏襲の契約をするのではなく、改善する必要があるとの質疑に対し、遊具点検の業務は複数の課が個別に行っていたものを今年度からまとめて行うことにより、経費削減を図っているとの答弁がありました。

次に、臨時財政対策債と地方財政法の特例についての質疑があり、臨時財政対策債の元利償還金は後年度交付税措置される。タイミングは、毎年度理論償還額が交付税に算入される。特例とは、本来地方債を起すことができるのは建設事業に対してのみであるが、財政運営に充てるため地方債を起すことができるという意味であるとの答弁がありました。

金融機関からの一時借入金について、必要性とその額について質疑があり、出納整理期間に借り入れるため、一時的に現金が不足する場合に最小の期間と額を借り入れることになる。借入額は4億円であるとの答弁がありました。

滞納整理の取組で、差押えの実施状況の差押財産の欄に年金とあるが、年金まで差し押さえて生活は成り立つのかとの質疑があり、全額差押えではなく、年金の額により差し押さえることができる範囲で行っているとの答弁がありました。

愛媛地方税滞納整理機構の今後の計画について質疑があり、当初平成18年度から10年間の事業計画があり、引き続き10年間の継続が決定している。今後も機構側から職員の派遣依頼があれば、総務課と協議の上、派遣をすることになるとの答弁がありました。

また、移管額合計約1,400万円に対して、滞納整理機構からの徴収額合計約950万円となっている。移管対象となった人の最低限の生活は守れているのかとの質疑に対し、生活が困窮しないよう、差し押さえる場合も法律上可能な範囲で行っているとの答弁がありました。

次に、商工振興費、委託料の不用額の理由について質疑があり、令和元年度のはだか麦プロジェクトでは、はだかむぎゅの製造、はだか麦の魅力を発信する年間3回のテレビ番組の制作、放送を実施した。はだか麦を使った6次産業化を計画し、プロジェクトを開始したが、担い手不足、施設が見つからず6次産業化に至らず、不用額となったとの答弁がありました。

H-1グランプリ運営委託料について、高校訪問数28校に対し、何校が出場したのか。また、本町の魅力を広く発信することができたと考える理由は何かとの質疑があり、高校訪問数28校中13校が出場し、新たに弓削高校の出場があった。中予地域以外の出場があるなど、少しずつではあるが魅力の発信ができています。今後、姉妹都市であるまつまえ町にも発信できないか検討したいとの答弁がありました。

委員からは、7月に開催しているまつまえ町の小学生との姉妹都市交流事業で、はんぎり体験ができるよう課をまたいで検討してはどうかとの意見がありました。

レンタサイクル事業について、町外の利用者内訳はどうなっているのかとの質疑があり、内訳は把握していないので確認して説明したいとの答弁があり、委員から、補助金を出す以上、補助をする効果があるかを検証し、今後の方向性を考えてほしいとの意見がありました。

松前町ひめの凧生産拡大支援事業費補助金について質疑があり、認定栽培者4名、面積は291アールである。令和2年度の認定栽培者は前年度より増えており、ひめの凧への切替え希望があれば支援をしたいとの答弁がありました。

農業振興費補助金を交付している事業主体の成果は把握できているのかとの質疑があり、必ず実績報告書が提出されている。途中経過を把握し、事業の進捗管理に努めているとの答弁がありました。

水産業の補助金について質疑があり、水産業振興費の補助金もあるが、農業と比較すると水産業のほうが少ないが、水産業を疎かにする気持ちはない。水産業も大切な産業の一つである。町ができる補助の情報収集を行っていききたいとの答弁がありました。

農業費の工事請負費入札減少金の詳細について質疑があり、4か所の改修工事の合計で200万円程度が入札減少金であるとの答弁がありました。

都市計画審議会と都市計画基礎調査の進捗状況について質疑があり、令和2年7月13日に実施した。都市計画基礎調査は令和元年度で完了しているとの答弁がありました。

道路橋りょう費の思い通り道路植栽維持業務で、雑草が成長し、種を落とす前に除草作業はできないかとの質疑があり、今後そのように業者に指導するとの答弁がありました。

都市計画費の負担金、補助及び交付金は、補正や流用をしている割に不用額が多いがその理由はとの質疑があり、空家除去に年度当初に申込みが多く、2件分を充用した。年度内にさらに申込みがあると見込み、9月補正で予算計上したが、申込みがなく執行残となったものであるとの答弁がありました。

次に、浄化槽設置整備事業補助金の不用額について質疑があり、新築80件、改築32件の合計112件で計画をしたが、実績は新築74件、改築16件の合計90件であったとの答弁がありました。

予算計上の根拠はとの質疑があり、浄化槽設置整備事業の計画は5か年で策定している。計画に基づき予算化しており、5か年の予算は同額であるとの答弁がありました。

教育総務費の賃金について質疑があり、152万4,805円は学校の事務を補助するスクール・サポート・スタッフ2名分の賃金である。また、不用額が100万円以上あるのは、学校生活支援員1名が1か月ほど休業したこと、3月4日から月末までの学校の臨時休業に伴い、学校生活支援員の勤務を止めたことが理由であるとの答弁がありました。

学校生活支援員の人数は足りているのかとの質疑があり、学校生活支援員は、教育支援委員会で教員の意見も聴いた上で配置しており、足りていると考えているとの答弁がありました。

委員からは、学校側は学校生活支援員のなり手が少なく、予算の事情も分かっており、要望が出せないという空気もあると思うので、現場の声をよく聴いてもらいたいとの意見がありました。

平成30年度実施の教育施設劣化状況調査に関連して、個別計画策定の進捗について質疑があり、個別計画については町の総合管理計画とも協議し、今年度中に策定する予定であるとの答弁がありました。

次に、オリンピック関連の支出について質疑があり、警備計画書は納品されており、この計画書に基づき、令和3年度に松前町で行われる予定の聖火リレー警備を実施する。交通規制周知用看板についても3月中に作成はできており、これを使用する予定である。その他の消耗品については、キャンセルができたため支出はしていないとの答弁がありました。

次に、おはなしの部屋の事業成果について質疑があり、利用者から好評を得ていると指定管理者から報告があり、実際に担当係に直接利用しやすい旨の声もいただいている。現在、おはなしの部屋の利用数はカウントしてないため、具体的な人数を示すことができない。今後、指定管理者からの報告事項に加えるか検討したいとの答弁がありました。

次に、ホッケー普及事業について質疑があり、平成29年のえひめ国体をきっかけにホッケーのまちづくりを推進している。町内小・中学校及び伊予高も含めて、ホッケーを活かしたまちづくりを継続し、ホッケーの普及促進を進めているとの答弁がありました。

委員からは、松前町総合計画にあるスポーツ振興の中でホッケーのまちづくり推進を掲げている。様々な体験を通してホッケーの魅力を伝え、町民全体が支えていくホッケーの聖地にしていただきたいとの意見がありました。

次に、プレミアム付商品券事業の申請が見込みより少なかった原因を検証しているのかとの質疑があり、非課税世帯の方に2万円の商品券を買っていただくのは難しい状態だったと考えられる。実際、申請数は対象者数の52.4%であった。町内随所で使いやすいようにしたが、購入に結びつかなかった。県内でも消費が伸びなかった中で、松前町は県下2位の実績であったとの答弁がありました。

また、プレミアム付商品券事業の広報活動はどのようにしたのかとの質疑があり、広報、ホームページ及びチラシ配布により周知し、国のテレビCMに加えて直接対象者に2回の文書発送で事業の勧奨をしているとの答弁がありました。

委員からは、前例を参考に分析や検証を行い、課題を残し、各課共通で認識を広めていただきたいとの意見がありました。

空家等活用事業は2年連続で執行がないが、今後どのような対策をしていくのかとの質疑があり、フラット35という金利引下げの締結を今月行ったので広報を行う。また、地域交流拠点型と住宅型の2種類があり、それぞれの相談はあった。結果として、空家活用はされていないが、前向きに進んでいるとの答弁がありました。

また、まちづくり課の空家対策との連携について質疑があり、相談は一緒に聞くようにし、空家バンクの登録を進めてもらうようお願いしている。両課で協力して事業を進めているとの答弁がありました。

カーブミラーの設置基準について質疑があり、設置には要綱があり、職員、道路管理者、交通指導員、区長とともに現場を見て判断している。交通量とか、通学路であるとか、住宅なら隅切りがあるなど加味して、平等に設置することを心がけているとの答弁がありました。

次に、保険給付の不用となった理由について、原因を把握しているのかとの質疑があり、被保険者の数が減っていることと重大な病気になる方があまりいなかったことが原因である。出産育児一時金は、出生の子どもが少なかったためであるとの答弁がありました。

予防介護を進めても、認定者は微増している。費用負担の状況について課としての考えはどの質疑があり、高齢者が増えていく以上、なかなか難しいところである。抜本的な方法としては、まず福祉課の予防施策のほうで介護度が上がらないようお願いしていくのが一番と考えている。福祉課と相談しながらやっていきたいとの答弁がありました。

子ども・子育て会議の委員数と経費内訳について質疑があり、委員数は14人である。経費については、230万2,000円のうち、第2期松前町子ども・子育て支援事業計画策定支援委託業務が177万6,600円、残りは委員報酬、消耗品費、通信運搬費等であるとの答弁がありました。

子育てワンストップサービスの利用件数が少ないが、広報を行っているかとの質疑があり、平成30年度は申請件数がゼロ件であったが、令和元年度は児童手当の申請があった。今後マイナンバー関係各課と連携して広報を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、不妊治療について質疑があり、その年の申請数は予想しにくい。年度を越えての申請もある。平成29年度は14件、平成30年度は19件、令和元年度には18件である。県の補助も6回になる。ホームページにも掲載している。保険適用などの情報があれば、その都度情報を提供していきたいとの答弁がありました。

総合健診の受診率と目標についての質疑があり、特定健診は平成35年には60%と掲げており、平成30年度は41.7%であった。がん検診については、国の目標が50%であるため、町としてもそれに向けて実施していくとの答弁がありました。

子宮頸がん検診の受診者が少ないがアピールしているのかとの質疑があり、子宮頸がん

の対象者は二十歳であり、個別通知しているが、年齢的なものもありなかなか受けてもらえない。また、町内に婦人科がないので、なかなか受診してもらえない状況もある。個人通知のチラシにがんの死亡率を記載、またレディース健診も設け、親子でも受診ができるよう工夫はしている。啓発は努力していきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告をいたします。

次に、議案第80号令和元年度松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

敷設されている配水管のうち、石綿セメント管18メートルについて質疑があり、伊予鉄道の軌道敷下にある。石綿管ということも考えると、今後検討しなければならないが、道路の改築等があれば併せて行いたいと考えているとの答弁がありました。

次に、有収率について質疑があり、今後も推移を注視し、90%を切るようなことがあれば漏水調査を実施し、有収率の向上に努めたいとの答弁がありました。

次に、不納欠損処分内訳表の中のその他95件の具体的な内訳とその対応について質疑があり、その他とは支払い困難や支払う意思の欠如が考えられる。未収金を発生させないよう、督促状や催告状の送付をし、悪質な者に対しては給水停止を行っている。今後も同様の手続を取りながら、納付を促進していきたいとの答弁がありました。

また、給水停止の件数について質疑があり、令和元年度は349件に催告を行い、最終的には、19件の給水停止を行った。その後、半数以上の方は、給水停止後に来庁し支払いをしているとの答弁がありました。

委員からは、給水停止後に納入される方は、毎年同じことを繰り返しているのではないかと。そのあたりの調査も行い、もっと厳しい罰則を与えてもいいのではないかと意見があり、今後も厳しく対応していきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、報告いたします。

以上で議案第79号及び議案第80号の審査とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第79号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。

議案第79号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

議案第80号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。

議案第80号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第81号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第14 議案第82号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第15 議案第83号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第84号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第81号令和2年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第14、議案第82号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第15、議案第83号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第16、議案第84号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る9月8日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第81号から議案第84号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第81号令和2年度松前町一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ4億478万1,000円を追加し、総額を150億7,080万7,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、ふるさと納税の寄附金について、予定した額と増額した理由について質疑があり、昨年度の実績を基に当初は400万円程度としていた。今年度当初、ふるさと納税をPRしている業者の特集に町の物産が取り上げられたことにより、8月時点で昨年度並みの約480万円の寄附金があった。今、イチゴの特集をしてもらっていることもあり、今後も伸びると想定されるため、補正計上したものであるとの答弁がありました。

次に、松前町の返礼品ベスト3は何かとの質疑があり、8月現在になるが、1位は愛媛あかね和牛、2位はあぐりのあぐり米、3位はイチゴの紅い雫である。イチゴの特集をもらっていることもあり、今後も伸びる可能性があるとの答弁がありました。

次に、庁舎感染症対策事業の来庁者用椅子の更新について、ローカウンター窓口用椅子は1脚3万1,000円と単価が高い。ロビー用の椅子と何が違うのかとの質疑があり、ロビー用は一般的なもので1脚当たり単価も安い。ローカウンター用は、椅子が収納できる特殊な作りのため高価になるとの答弁がありました。

カウンターと椅子のセット購入だと比較的安く購入できるのではないかと質疑があり、セット購入と椅子のみを検討したが、結果、椅子のみの購入ということになったものであるとの答弁がありました。

また、今まで使用した椅子は今後どのように使用するかと質疑があり、傷んでいる会議室の椅子と交換するなど利用し、また各課に照会し有効活用するとの答弁がありました。

次に、窓口パーティション設置工事について、工事費用も含まれるのかとの質疑があり、物品として購入、置くだけで据付け工事はないとの答弁がありました。

次に、避難所感染症対策事業の整備備蓄品について、必要数が詳細な数字となっているが、どのように割り出したのかとの質疑があり、避難所の面積を1人当たり4平方メートルとして計算した。1施設当たりの健常者と要配慮者の割合を7対3とし、3割の要配慮者にテントを配備し、7割は間仕切りで対応すると積算したとの答弁がありました。

次に、テントについて、避難ルームの2人用テントとプライベートルームの金額の差について質疑があり、避難ルーム用は一般のキャンプ用テントで、プライベートルーム用は授乳等のため四方を囲む特殊な形のものであるとの答弁がありました。

次に、段ボールベッドは再利用できるかとの質疑に対し、使用頻度、使い方によるが再利用はできるとの答弁がありました。

委員からは、状態を精査して、必要となれば補充するようにしてほしいとの意見がありました。

次に、オンライン会議システム環境整備事業の事業費660万2,000円のうち、国費519万円、一般財源は141万2,000円で6分の5くらいが国費になっているが、事業費に対する上限額が決められているかとの質疑があり、国費は全て地方創生臨時交付金で、限度額が第1次、第2次合わせて3億5,000万円弱である。第1号、第2号、第3号、第4号補正でコロナ関係の事業を計上しており、事業費に対して交付金を案分して経費を出している。基本的には100%補助ではあるが、交付金を全額有効に使うために事業費を多めに計上した結果、このような割合となっているとの答弁がありました。

続いて、産業建設部所管については、商工総務費の職員手当は何か月分の手当になるのかとの質疑に対し、産業課商工水産観光係が担当で年度当初に配当されていた時間外勤務手当額119万1,000円は、4月から8月の5か月間でおおむね執行した。補正予算で計上した118万3,000円は、9月から来年3月までの7か月分であるとの答弁がありました。

次に、認定農業者経営発展支援事業の事業費と助成率について質疑があり、補助率は基本枠として補助対象経費の12分の5以内、このほか耕作面積の拡大規模に応じた成果連動枠が設けられており、補助対象経費の8分の1、または4分の1以内である。今回の事業費合計は884万5,000円との答弁がありました。

また、今年度の予算は前年度のほぼ半分であることについて質疑があり、前年度は3件の事業費が高額な機械等の購入が主であった。今年度は購入する機械等の金額が低かったため、補助金の額が減少しているとの答弁がありました。

次に、認定農業者経営発展支援事業の対象者について質疑があり、神崎地域を中心に水稻、はだか麦を耕作している個人1件、横田地区を中心とした野菜、里芋等を耕作している法人1件、そのほか、昌農内地区を中心に水稻、はだか麦を耕作している法人1件であるとの答弁がありました。

また、同じ法人、個人が続けて対象になっている。より多くの人々が補助金対象となるよう方法を考えるべきではとの質疑があり、農業を営む方に補助金制度を知っていただくことが必要だと考えており、広報紙等での周知に併せ、年度当初の営農経営書の提出時に、農業機械の購入予定の有無を確認し、対象者には声かけをして希望がある場合には補助金申請を受け付けている。引き続き、制度の周知について漏れがないよう進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、認定農業者数とその推移について質疑があり、現在認定農業者数は91名で横ばいの状態である。町としても、認定農業者になることによって利用できる補助制度があるこ

とを周知し、認定農業者が増えるよう努めていきたいとの答弁がありました。

申請が多かった場合、限度額はあるのか、また申請は3件しかなかったのかとの質疑に対し、限度額は補助率を基に予算の範囲内で交付される。申請は5件あったが、2件について要件を満たしていなかったため3件が採択された。採択されなかった2件には説明をして納得していただいているとの答弁がありました。

次に、水産業の補助金はないのかとの質疑に対して、今回の補正予算は農業振興の補助金のみとなっているが、今後水産業で活用できる国、県の補助制度の情報収集を行い、松前漁業協同組合に情報を提供をしていきたいとの答弁がありました。

コロナ関係で漁に出られず、法改正により漁業無線機の周波数が変更になることから無線機の更新が必要となる。支援はできないかとの質疑があり、情報収集をし活用できる補助金があれば支援を前向きに検討したいとの答弁がありました。

次に、景観計画策定事業について、松前町景観計画検討委員会の人数とメンバー構成、会議は公開か非公開かと質疑があり、委員は10名、学識経験者1名、町内関係団体から6名、区長会から3名となっている。公開、非公開は委員に諮って承諾が得られれば公開としたいとの答弁がありました。

委員からは、非公開とする理由はない。今後、町の会議については、条例で委員会を基本公開とすることを検討していただきたいとの意見がありました。

また、松前町景観計画検討委員会がなぜ必要なのかとの質疑に対し、松前町は景観行政団体になっている。県下20市町のうち、19市町は既に策定済みである。地域を決め、松前町の残したい風景、家並み、残していきたい景観を守っていくのが景観計画である。計画を策定し、委員会で検討していただきたいと考えているとの答弁がありました。

委員会の設置時期と委員報酬についての質疑には、設置は予算成立後、10月に設置したいと考えている。委員報酬は1人当たり7,400円であるとの答弁がありました。

次に、江川遊水池内排水路整備工事に伴い、近辺の整備もするのかとの質疑があり、東側の埋立地については県と協議を重ねてきたが、土地が町の所有にならないため、町では整備できない状況にある。引き続き、県と協議を重ねていきたい。なお、通行の支障になる草刈りや樹木の剪定は町で行っているとの答弁がありました。

委員からは、近隣住民は迷惑している。県の所有地に立ち入らないようフェンスの整備と虫、蛇などが出てこないよう対策を併せて要望してほしいとの意見がありました。

次に、県営事業負担金と工事の完成時期について質疑があり、県道八倉松前線は、県が事業を行う道路の用地買収と、暫定的に舗装をしている箇所には歩道の形態をつくる工事について、その事業費の7%を町が支払うものである。浜交差点の完成時期は聞いていないが、早期完了について県へ要望するとの答弁がありました。

次に、ひょこたん池公園しがら改修工事について質疑があり、12月から1月の渇水時期

に行いたいと考えているとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管については、GIGAスクール事業について、備品購入費のパソコン端末2,854台のうち、予備が172台となっているが、その用途は何かとの質疑があり、パソコン端末の保守点検業務の実施を検討していたが、台数が多く保守点検に膨大な費用がかかるため、保守点検に代わり、パソコン端末が壊れた場合に予備機を充てる対応とした。費用的にも安くなるとの答弁がありました。

機器の設定やパソコン端末を収納する保管庫等の設置は簡単にできるのか。また、時期はどうなるのかとの質疑があり、パソコン端末の購入は年度中を予定しており、保管庫等については、ネットワーク工事で各教室に設置する。工事期間は年度末を予定しており、授業に支障が出ないよう実施するとの答弁がありました。

子どもが使用するので壊すこともあると思うが、保険など掛ける予定はあるのかとの質疑があり、破損することも見込んで予備機を計上している。予備機の台数は、一般的な端末の故障率を基に算出しており、1年間様子を見たい。予備機が足りなくなった場合は、追加して購入せざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

購入する端末は学校で使用するものだが、自宅で使用しなければならない事態をある程度想定しているのかとの質疑があり、購入する端末は原則として学校の授業で使用するものであるが、今回のような非常事態が起こった場合、持ち帰って使用することも想定される。細かいことについては、今後検討していくとの答弁がありました。

委員からは、今回のような臨時休業になった場合、パソコン端末がない家庭に貸出しをすることになると思うが、その用途等について校長会等で話し合い、統一してもらいたい。また、その内容を議会にも報告してもらいたいとの意見がありました。

教師用のパソコンは、以前リースのほうが安いということでリースにしたが、今回は購入にした理由は何かとの質疑があり、パソコン端末の価格が相当低く抑えられる見込みがあるためである。また、パソコン端末は5年から6年で性能は劣化するため、リースでも購入でも更新する必要がある。今回購入するパソコン端末も、5年から6年で更新する必要があるとの答弁がありました。

委員からは、購入ということで入札になると思うが、パソコンに堪能な方もおられるので、現場の先生方の声を聴いていただきたいとの意見がありました。

GIGAスクールのパソコン本体以外のランニングコストは毎月どのぐらいかかるのかとの質疑があり、回線使用料として費用は月額4万円程度かかる見込みであるとの答弁がありました。

次に、松前中学校改築外構工事はどのような工事かとの質疑があり、松前中学校長尾谷側の南門の改修、敷地西側の道路に面したフェンスの移設、体育館東側に設置している自家発電機のかさ上げの3か所を施工するとの答弁がありました。

次に、松前公園体育館アリーナの音響設備の機器更新について質疑があり、現在8台のスピーカーを設置しているが、音声が十分確保できるということで4台の設置になる。また、デジタル回線とする予定であるとの答弁がありました。

次に、社会教育施設感染症対策事業の中で、文化センター空調設備改修工事について質疑があり、公共施設温暖化対策推進事業で省エネ改修工事は照明をLEDにし、冷暖房器具の取替え工事を行ったものであるが、今回は新型コロナウイルス感染症対策として、ダクトのファンコイル等の交換を行うものであるとの答弁がありました。

続いて、保健福祉部所管について、民生委員等感染症対策事業について、ふれあい・いきいきサロン46団体全部が活動を再開しているのか。また、団員の活動に町が感染対策をしていることの周知はできているのかとの質疑があり、2団体は休止している。参加者が安心して参加できるよう、各サロンに対し物品の配布等を周知したいとの答弁がありました。

委員からは、活動がないことによって筋肉が衰え、ひきこもりがちになっている方が増えている。早く安心して活動に参加できるよう周知を進めてほしいとの意見がありました。

次に、町立保育所感染症対策として、備品購入として715万7,000円を計上しているが、空気清浄機等備品の費用と数量はどうなっているのかとの質疑があり、空気清浄機30畳分を19台、20畳分を17台の合計36台を購入予定としている。非接触型温度測定器、アルコールディスペンサーは、空気清浄機の入札減少金を見込んでいるため、金額によって数量が変わってくる。予算計上額715万7,000円は空気清浄機の額となっているとの答弁がありました。

次に、コミュニティ施設感染症対策事業費補助金の衛生設備補助対象で空調設備の高度化とはどういうものかとの質疑があり、冷やすだけではなく空気の入替えができる機能がついたものであるとの答弁がありました。

高度化のものでなければ補助対象にならないことは地域には説明しているのかとの質疑があり、地域にも説明しているとの答弁がありました。

また、事業費は、5分の1は地域が負担、残りの5分の2が町、5分の2が県で補助をし、町と県が出す補助金の上限は2,200万円である。その内訳は、1地区の補助上限を100万円としており、対象は南黒田を除く22地区を予定している。100万円の財源内訳としては、町費50万円、県費50万円で、町費については新型コロナ対策の交付金である国費を活用することとしているが、ほかの新型コロナ対策事業との関係から全額充てることができず、不足分は一般財源で負担する。事業費に対して5分の1は、必ず地域に出していただくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

次に、議案第82号令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴う精算を行い、一般会計に返還するものであります。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第83号令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、法改正等に対応するため、後期高齢者医療システムの改修委託料を増額するものです。

審査の過程において、後期高齢者医療システム改修とは具体的にどのような改修かとの質疑があり、法改正に対応する事務システムの改修を行うものである。保険料は所得に応じて均等割額が軽減され、本則7割の対象者については、これまでさらに上乗せ軽減されていたが、段階的に見直され、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ることになる。それに対応するため等のシステム改修であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決したので、御報告いたします。

次に、議案第84号令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の保険事業勘定の保険課所管分は、前年度の決算に伴う精算を行い、国、支払基金及び一般会計に返還するとともに、運営基金に積み立てるものであります。

次に、福祉課所管分は、前年度の決算に伴う精算を行い、国、県及び支払基金に返還するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第81号から議案第84号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第81号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第82号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第83号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第84号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第85号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第18 議案第86号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第19 議案第87号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第17、議案第85号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてから日程第19、議案第87号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてまで3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第85号から議案第87号までについて一括して提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、それぞれ同意を求めるものです。

内容につきましては、仙波総務課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(加藤博徳) 仙波総務課長。

○総務課長(仙波晴樹) 議案第85号から議案第87号までについて説明いたします。

追加議案書の1ページをお開きください。

松前町固定資産評価審査委員会委員3人の任期が令和2年9月30日をもって満了となる

ため、後任委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第85号では、篠原功氏の後任委員として次の新任委員を考えております。住所、伊予郡松前町大字上高柳573番地1、氏名、高岡亮、生年月日、昭和28年6月12日。

次に、3ページをお開きください。

議案第86号では、村上朋子氏の後任委員として次の新任委員を考えております。住所、松山市枝松6丁目7-30、氏名、武田涼子、生年月日、昭和52年8月26日。

次に、5ページをお開きください。

議案第87号では、篠崎厚夫氏の後任委員として次の新任委員を考えております。住所、伊予郡松前町大字永田368番地、氏名、澤田忠夫、生年月日、昭和25年9月17日。

なお、各議案の次ページに、参考資料として本人の経歴を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第85号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第85号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

議案第86号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第86号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

議案第87号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第87号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、新たに任命されました高岡亮さんが挨拶に見えられておりますので、このまましばらくお待ちください。

高岡亮さん挨拶をお願いいたします。

○高岡 亮 このたび、固定資産評価審査委員会委員に推薦いただきました高岡亮です。一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま本会議で承認いただき、心よりお礼を申し上げます。職務の重要性を痛感し、身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、誠心誠意務めを果たしたいと存じますので、御指導のほどよろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長(加藤博徳) 高岡亮さんの挨拶を終わります。

新たに任命されました澤田忠夫さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらくお待ちください。

澤田忠夫さん挨拶をお願いいたします。

○澤田忠夫 このたび、固定資産評価審査会委員に御推薦をいただきました澤田忠夫でございます。一言御挨拶を述べさせていただきます。

ただいま本会議におきまして御承認をいただき、心よりお礼を申し上げます。身に余る光栄に存じますとともに、職務の重大さを痛感いたしております。もとより微力ではございますが、議員皆様の御指導をいただきながら、力の限り職責を果たしてまいりたいと

存じます。甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 澤田忠夫さんの挨拶を終わります。

武田涼子さんにおかれましては、時間の都合で今日出席がかないませんでした。

~~~~~

日程第20 議案第88号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第20、議案第88号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第88号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員村上志穂氏の任期が令和2年11月19日をもって満了となるため、後任の委員に廣藤絢子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものです。

参考として、本人の経歴を添付しておりますので、御一覧ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第88号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第88号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

新しく任命されました廣藤絢子さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらくお待ちください。

廣藤絢子さん挨拶をお願いいたします。

○廣藤絢子 ただいま御紹介をいただきました廣藤絢子と申します。

教育委員の選任に御同意をいただき、ありがとうございます。教育委員として自らが果たすべき役割を真摯に受け止め、松前町の教育行政のお役に立てるように努力してまいりたいと思います。今後とも御指導賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 廣藤絢子さんの挨拶を終わります。

~~~~~

日程第21 議選第5号 松前町選挙管理委員及び補充員の選挙について（上程、指名推選）

○議長（加藤博徳） 日程第21、議選第5号松前町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

本件につきましては、推薦を各学校区にお願いしていますが、その結果が議長の手元に届いておりますので、事務局長に発表させます。

柏原事務局長。

○議会事務局長（柏原 正） それでは、発表します。

選挙管理委員に、松前町大字筒井282番地9、横田啓元氏、松前町大字南黒田575番地、渡辺正治氏、松前町大字鶴吉729番地1、久津那博氏、松前町大字西高柳119番地、宇野洋一氏。選挙管理委員補充員に、松前町大字北黒田782番地、池内弘志氏、松前町大字筒井652番地1、松本義邦氏、松前町大字中川原531番地、井口等氏、松前町大字恵久美521番地、大西淳弘氏。

以上です。

○議長（加藤博徳） ただいま事務局長から発表させていただいた方には、全員、了解をいただいております。

お諮りします。

ただいま事務局長から発表させていただいた方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員には、横田啓元氏、渡辺正治氏、久津那博氏、宇野洋一氏。補充員には、池内弘志氏、松本義邦氏、井

口等氏、大西淳弘氏。

以上、8名を当選人と決定いたしました。

なお、補充員につきましては地方自治法第182条第3項の規定により補充の順位を決めておくことになっていきますので、これから抽せんを行い、補充順位を決めたいと思います。抽せんは校区ごとの補充員の代理人に抽せんをお願いいたします。池内弘志氏を西村元一議員、松本義邦氏を曾我部秀司議員、井口等氏を渡部恵美議員、大西淳弘氏を田中周作議員に、以上各議員をお願いをします。若い番号が上位となります。

代理人に指名した議員は演壇前で抽せんをお願いします。

準備しますので、しばらくお待ちください。

それでは、申し上げます。

1番大西淳弘氏、2番井口等氏、3番池内弘志氏、4番松本義邦氏、以上のように補充の順位が決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和2年第3回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

長年にわたり町政の発展のために御尽力をいただきました三好勝利議員が御逝去されました。三好議員の御功績と在りし日のお姿をしのび、心から御冥福をお祈りいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症について、愛媛県内では、先月23日以降、新規感染者

が発生しておらず、現在続いている新規感染者ゼロの日数は全都道府県の中で最長となっています。これは、感染拡大の第2波が全国で見られる中、県及び市町が感染回避行動の徹底を継続して呼びかけ、それに対して、皆様が実生活の中で感染回避行動をしっかりと励行していただいた結果だと思えます。皆様お一人お一人の行動に対しまして、心から感謝を申し上げます。

しかしながら、明日からは東京都も含めてのG o T o キャンペーンが実施され、これまでよりも人の移動が活発になりますので、感染拡大が再燃する可能性が十分にあり、依然として油断できない状況であると考えています。また、これに加え、これからの時期はインフルエンザが流行する時期にもなります。コロナウイルスとの同時流行が懸念されておりますので、町民の皆様には引き続き日常生活において3つの感染回避行動、うつらないよう自己防衛、うつさないよう周りに配慮、習慣化しよう3密回避、この3つを心がけていただきますようお願いいたします。

さて、明日から松前町プレミアム付商品券、がんばれ！まさき応援券の配布、販売を開始します。

現在、郵送で町内の各世帯に商品券の購入に必要な購入引換券をお送りしており、明日から10月31日までの1か月間、町内5か所の郵便局と松前町商工会で購入することができます。地域経済の回復のため、ぜひ御購入いただければと思います。なお、商品券を購入するに当たっては、販売店舗などでの3密回避のため、世帯内のどなたかが代表して購入していただきますようお願い申し上げます。

終わりに、日ごとに暑さが和らぎ、過ごしやすい季節となりましたが、寒暖差が大きく体調を崩しやすい季節でもありますので、議員各位におかれましては、一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて、令和2年松前町議会第3回定例会を閉会します。

午後3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎